

福祉のしおり

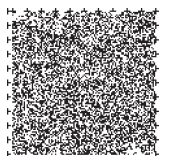
令和8年度



「ゆきあそび」

作者 もちづき保育園そら組(年長)

佐久市福祉事務所



も く じ

この冊子は、佐久市にお住まいの障がいのある方、高齢者やその介護をしている方、子育て世帯・ひとり親家庭等の方などのために、各種福祉施策の概要をまとめたものです。

なお、各種制度や事業は、令和8年4月1日現在のものです。内容によっては、変更がある場合がありますので、制度や事業の詳細については、担当窓口へお問合せください。

相談支援窓口

1 福祉全般に関する相談窓口	1
2 障がいのある方に関する相談窓口	1
3 高齢者に関する相談窓口	2
4 子育てに関する相談窓口	2
5 その他の相談窓口	3
6 情報サイト	3

障がい者支援

1 障がい者手帳	4
2 障害福祉サービス	6
3 補装具の交付・修理	14
4 医療支援	14
5 地域生活支援事業	18
6 居宅福祉事業	22
7 手当・年金	27
8 税金、公共料金等の減免など	30
9 交通割引制度	32
10 その他の障がい者支援	34

生活保護制度

1 保護の要件	37
2 生活保護の手続	37

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度	38
-------------	----

子育て支援

1 手当・医療・年金	40
2 子育てサロン・つどいの広場	41
3 ファミリー・サポート・センター事業	42
4 子育てなんでも相談室(利用者支援事業)	42
5 保育	43
6 児童館事業	46
7 子育て支援短期入所事業	47

ひとり親家庭等支援

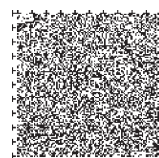
1 手当・医療	48
2 就業・自立生活支援	49
3 貸付	51

高齢者支援

1 生きがい対策	52
2 生活支援	52
3 介護予防・日常生活支援総合事業	56
4 認知症関連施策	59
5 家族介護支援	60
6 医療関連支援	61
7 その他の高齢者支援	62

その他

市営住宅	63
------	----



相談支援窓口

1 福祉全般に関する相談窓口

佐久市役所 福祉部 中込3056 ☎62-2111(市役所代表)

市役所における福祉の窓口で、福祉に関する相談に応じます。

福祉課	☎62-2919(地域福祉) ☎62-3147(障害福祉) ☎62-2914(保護)	障がい者支援や生活保護、その他福祉全般に関すること
こども政策課	☎62-3149	ひとり親支援や保育所に関すること
こども家庭支援課	☎77-7492	こどもの発育や家庭環境に関すること
高齢者福祉課	☎62-3157(支援・相談) ☎62-3154(介護保険)	高齢者に関すること

各支所 健康福祉係

臼田支所	臼田89-3	☎82-3111	福祉全般に関すること
浅科支所	甲1359-3	☎58-2001	
望月支所	望月263	☎53-3111	

民生児童委員・主任児童委員

民生児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担う無報酬のボランティアであり、特別職の地方公務員です。

地域での見守り・声掛けのほか、医療や介護の悩み、経済的困窮による心配ごとなど、様々な相談に応じ、地域住民と行政のパイプ役として活動しています。

また、民生児童委員の中には、子どもや子育てに関する相談・支援を専門とする「主任児童委員」として選任されている方もいます。

各地区の民生児童委員・主任児童委員については、福祉課または各支所健康福祉係にお問合せください。

2 障がいのある方に関する相談窓口

佐久広域連合障害者相談支援センター 取出町183(佐久市振興公社ビル1階) ☎63-5177

◇障害者相談支援事業(市町村事業)

身体、知的、精神、障害児コーディネーターによる相談支援を行います。

◇個別ケア会議の開催

相談者に対して的確なケアマネジメントが実施できるよう必要に応じ市町村職員、コーディネーターなどによる個別ケア会議を開催します。

◇手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催します。

障害者就業・生活支援センターほーぷ 岩村田1880-4 ☎66-3563

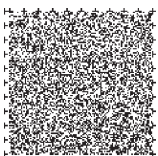
◇障害者就業・生活支援事業(国・県事業)

就業支援ワーカー・生活支援ワーカーによる障がい者の就業相談、日常生活上の相談支援を行います。

さく発達相談支援センター 中込3-2-8 ☎64-1022

◇障害児等療育支援事業(県事業)

療育コーディネーターによる障がい児等の療育指導、施設職員・療育機関に対する支援を行います。



3 高齢者に関する相談窓口

地域包括支援センター

高齢者の生活を支える総合機関として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが連携し、高齢者やその家族の相談に応じます。

◇利用時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く(緊急時の対応は可能))

名称	所在地	電話番号	FAX
佐久平・浅間地域	長土呂907-1(ケアライフ礎北側)	88-6281	88-6282
岩村田・東地域	岩村田802-1(浅間会館南西側)	67-6910	67-6911
中込地域	中込3-15-8 (サテライト介護老人保健施設なかごみ西側)	64-1751	64-1581
野沢地域	取出町183(生涯学習センター内)	63-8430	63-8431
臼田地域	臼田2175-1 (臼田健康活動サポートセンター内)	81-5100	81-5101
浅科・望月地域	望月317-2(望月総合支援センター内)	53-8801	53-8802

4 子育てに関する相談窓口

こども家庭センター

取出町455-1(こども・子育て支援拠点施設1階)

こども・子育て支援拠点施設内に「こども家庭センター」を設置しました。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、子育てに関する様々な相談に保健師、社会福祉士、公認心理師などの専門職が対応し、関係機関と連携して支援を行います。

こども家庭センター (こども家庭支援課)	☎77-7492	月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(祝日を除く) ※毎月第4木曜日休館
-------------------------	----------	--

佐久児童相談所

岩村田3152-1 ☎67-3437

児童福祉法に基づいて設置され、こどもに関する専門的な相談をお受けし、こどもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく相談機関です。

家庭児童相談室・児童館

こども政策課に、子ども特別対策推進員が常駐し、児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家族環境での養育問題などについて、家庭児童相談員、関係機関と連携して、相談に応じます。

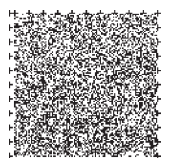
児童館では、館長が家庭児童相談員を兼務し、来館した保護者の子育て相談に応じます。

家庭児童相談室 (こども政策課)	☎62-3149	月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(祝日を除く)
児童館	47ページ「児童館一覧表」をご覧ください	月曜日～金曜日の午後1時～午後4時

SAKU地域子ども家庭総合支援センター スミール

軽井沢町追分1422 ☎0267-45-1081

こどもの発達や養育に関すること、不登校やひきこもり等、こどもに関することについて、社会福祉士や公認心理師等が相談に応じます(相談無料)。



5 その他の相談窓口

女性のための相談窓口

女性が抱える様々な悩みごとの相談、DV(配偶者等からの暴力)に関する相談に応じます。

佐久市	福祉課 地域福祉係	☎ 62-2111 (内線205)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
長野県	児童虐待・DV 24時間ホットライン	☎ 026-219-2413	毎日24時間
	女性相談支援センター	☎ 026-235-5710	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
	男女共同参画センター “あいとぴあ”	☎0266-22-8822	火曜日～土曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分
	性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”	☎026-235-7123	毎日24時間

生活就労支援センターまいさぽ佐久市 下越16-5(あいとぴあ臼田内) ☎88-6511

「経済的に困窮している」、「引きこもりやニートで悩んでいる」、「仕事に就けない」など、生活や仕事で悩みを抱える方の相談窓口です。一人ひとりの状況に合った支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

◇相談受付:月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

さく成年後見支援センター 下越16-5(あいとぴあ臼田内) ☎88-8339

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の財産と生活を守るために、制度に関する相談、利用支援などを行う窓口です。

◇相談受付:月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

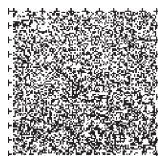
6 情報サイト

佐久市社会資源ポータルサイト(さくぼた) <https://chiiki-kaigo.casio.jp/saku>

地域の皆さんが日々の生活において利用されている様々なサービス、モノといった「社会資源」をまとめたポータルサイトです。

主な掲載情報

- ・ 各種相談窓口
- ・ 医療機関等に関する情報
- ・ 介護サービス等に関する情報
- ・ 地域サロン等通いの場に関する情報
- ・ 各種生活支援サービスに関する情報
- ・ 子育てに関する情報
- ・ 障がい福祉サービスに関する情報など



障がい者支援

身 …身体障がいの方が対象となることを示しています。

知 …知的障がいの方が対象となることを示しています。

精 …精神障がいの方が対象となることを示しています。

難 …難病患者の方が対象となることを示しています。

1 障がい者手帳

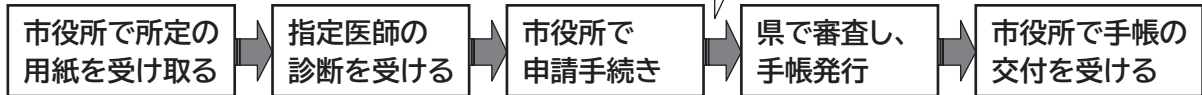
身体障害者手帳

身

身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって、重い順に1級から6級までに区分されます。

対象の障がい	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、 肢体不自由、体幹機能、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、 ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●交付申請書 ●専用診断書(身体障害者福祉法15条指定医によるもの) ○写真(縦4cm×横3cm 正面脱帽) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

▼手続きの流れ



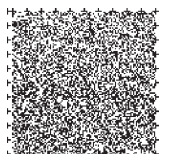
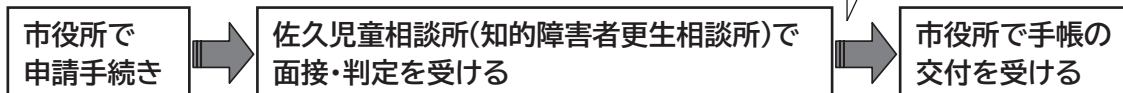
療育手帳

知

知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって、重い順にA1、A2、B1、B2に区分されます。

対象者	児童相談所(知的障害者更生相談所)で知的障がいと判定された方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●交付申請書 ○写真(縦4cm×横3cm 正面脱帽) ○マイナンバーカード またはマイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

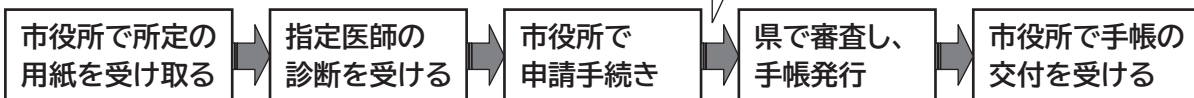
▼手続きの流れ



一定の精神障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって、重い順に1級から3級までに区分されます。

対象者	精神疾患をお持ちの方(知的障がい者を除く)のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方 (初診日から6か月以上経過していることが必要)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●専用診断書または精神障がいを理由とした年金証書 ●同意書(年金証書を提出する場合) ○写真(縦4cm×横3cm 正面脱帽) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

▼手続きの流れ



申請から発行までに、1か月半から2か月程度の期間を要します。

◆障がい者手帳をお持ちの方へ

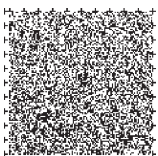
下記に該当する場合は、必要なものを用意し、必ず手続きをしてください。

なお、障がい者手帳およびマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードは、全ての手続きで必要になります。

項目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障がいの程度が変更、新たに別の障がいが発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●再交付申請書 ●専用診断書 ○写真 	事前に予約のうえ、佐久児童相談所(知的障害者更生相談所)で再判定を受けてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●診断書または年金証書 ●同意書(年金証書の場合) ○写真
紛失や破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●再交付申請書 ○写真 ○写真付本人確認書類(紛失の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●再交付申請書 ○写真 ○写真付本人確認書類(紛失の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●再発行申請書 ○写真 ○写真付本人確認書類(紛失の場合)
住所が変わったとき	●変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ●記載事項変更届 ○写真(他県からの転入で切り替え手続きが必要な場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●記載事項変更届 ●申請書(他県からの転入者) ○写真(他県からの転入者)
死亡したとき、障がいがなくなったとき	●返還届出書	●返還届	●返還届
再判定年月日が近づいたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●再交付申請書 ●専用診断書 ○写真 	事前に予約のうえ、佐久児童相談所(知的障害者更生相談所)で再判定を受けてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●診断書または年金証書 ●同意書(年金証書の場合) ○写真

(注)1 写真のサイズは、縦4cm ×横3cmです。

2 ●は、福祉課、各支所に所定の様式があります(年金証書を除く)。



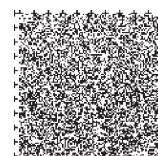
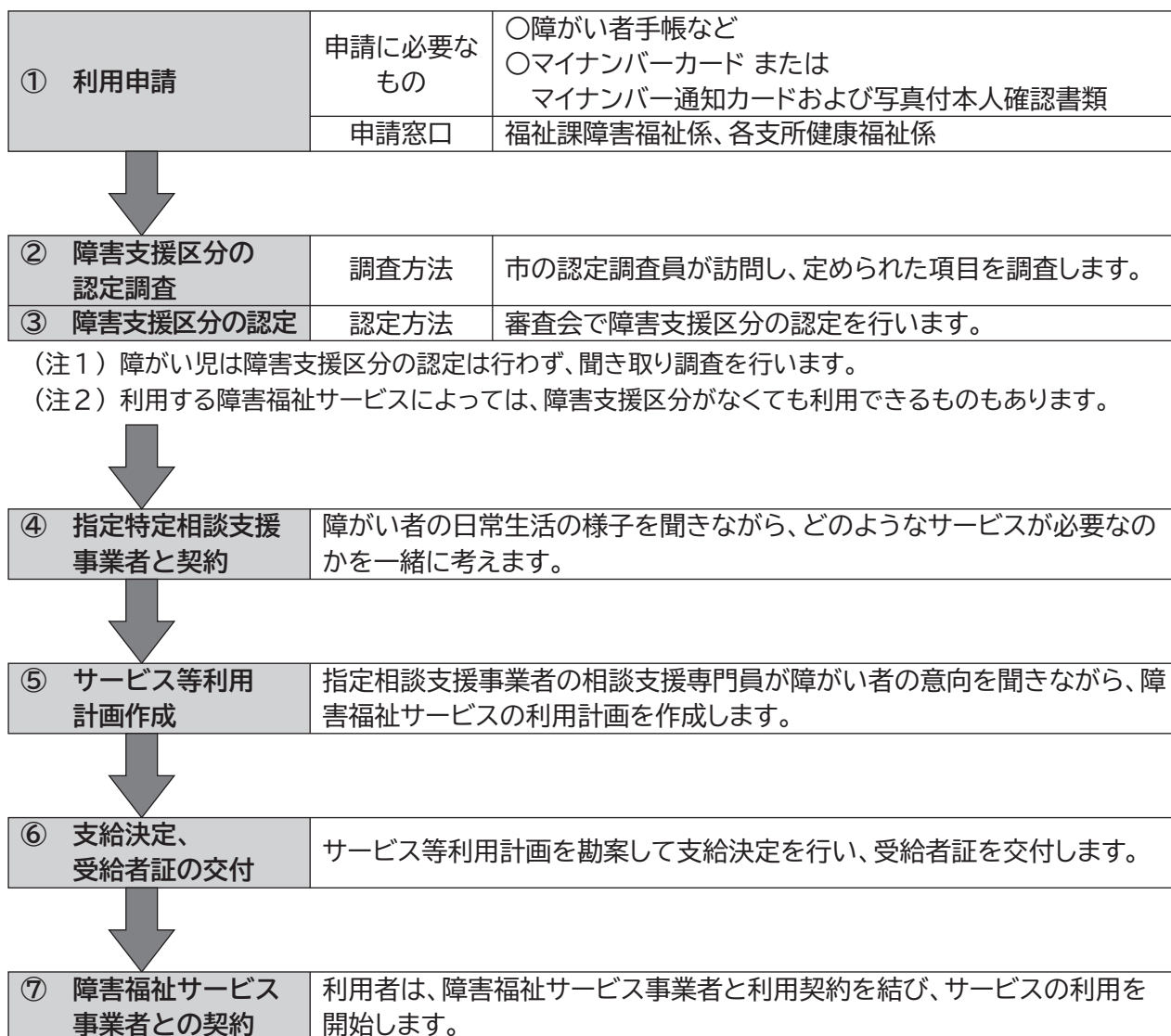
2 障害福祉サービス

身 知 精 難

障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービスなどを利用するためには、事前の申請が必要になります。

在宅で利用するサービス(訪問系サービス)や施設(事業所)に通所して利用するサービス(日中活動系サービス)、居住の場として利用するサービス(居住系サービス)があります。

障害福祉サービス利用までの流れ



◆利用者負担

利用者負担は1割ですが、負担上限月額の設定や軽減措置があります。

▼負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得(住民税非課税世帯)	
一般 1	居宅で生活する障がい児(加齢児を除く)で住民税所得割額28万円未満の世帯	4,600円
	・居宅で生活する障がい者(加齢児を含む)で住民税所得割額16万円未満の世帯 ・20歳未満の施設入所者で住民税所得割額28万円未満の世帯 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般 2	住民税課税世帯で「一般1」以外の世帯	37,200円

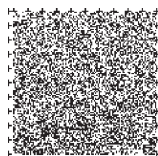
(注) 1 世帯:利用者本人およびその配偶者(18歳未満の場合は保護者)

2 未就学児が対象となる児童発達支援などの一部サービスは、満3歳になって最初の4月1日から、利用者負担が無償化されます。

サービスの種類

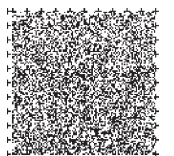
訪問系サービス

給付	サービス	内 容	利用可能区分
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などのほか、調理、洗濯および掃除などの家事の援助を行います。また、通院などの介助も行います。	区分1以上の方
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上で、二肢以上に麻痺があるなどの基準に該当する方
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	区分3以上で、認定調査の行動関連項目の合計点が10点以上の方
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。	アセスメント票による
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	区分6に該当し、意思疎通に著しい困難があり、定められた基準に該当する方



日中活動系サービス

給付	サービス	内 容	利用可能区分
介護給付	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。	区分5または区分6で基準に該当する方
	生 活 介 護	常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	区分3以上の方 (50歳以上の方は区分2以上)
	短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上の方
障害児通所支援	児 童 発 達 支 援	未就学の障がい児に対して、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	手帳所持者または医師の意見書などで必要とされた児童
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための訓練などを行います。	手帳所持者または医師の意見書などで必要とされた児童
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障がい児に対して、自宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練などを行います。	手帳所持者または医師の意見書などで必要とされた児童
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援などを行います。	手帳所持者または医師の意見書などで必要とされた児童
訓練等給付	自 立 訓 練 (機能訓練)	一定期間、理学療法などのリハビリテーションや生活能力向上のための必要な訓練を行います。	区分基準なし
	自 立 訓 練 (生活訓練)	一定期間、入浴や排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むための必要な訓練を行います。	区分基準なし
	就 労 選 択 支 援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	区分基準なし
	就 労 移 行 支 援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分基準なし
	就 労 継 続 支 援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労することが可能な方に、雇用して就労する場を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	区分基準なし
	就 労 継 続 支 援 (B型)	雇用契約に基づく就労が困難である方に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	区分基準なし
	就 労 定 着 支 援	一般就労に移行した方に、企業や関係機関との連絡調整などを行うとともに、就労に伴い生じる生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。	区分基準なし



居住系サービス

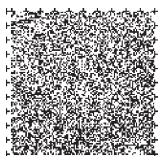
給付	サービス	内 容	利用可能区分
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分4以上の方 (50歳以上の方は区分3以上)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分基準なし
	自立生活援助	ひとり暮らしをしている方に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応により、地域生活に必要な支援を行います。	区分基準なし

障害福祉サービス事業所(日中活動系サービス、居住系サービス)

日中活動系サービス

●生活介護

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
臼田学園	佐久市	北川557-102	82-2407
アレーズこまば	(福)佐久学舎	瀬戸70-3	63-0505
佐久こまば学園		瀬戸70-2	63-0505
緑の牧場学園	(福)からし種の会	八幡1115-67	58-2244
宅幼老所ながとろ	(社医)恵仁会	長土呂203-1	54-8165
中込デイサービスセンター		中込3-15-6	64-1732
ケイジンピアスペースなかごみ		中込3-2-8	64-1833
ケイジン通所介護機能訓練センター望月		協和126-3	77-7022
ケイジンピアハウスなかごみ		中込3-5-5	78-5488
佐久コスモスワークス	(福)佐久コスモス福祉会	岩村田1880-5	68-8268
佐久コスモスワークス岸野		伴野953-1	64-2810
第二佐久コスモスワークス		大沢1280-1	64-5033
野沢共同作業センター	(NPO)つくし	取出町485-3	63-7385
宅幼老所のんびり(共生型)	(NPO)のんびり	上平尾1045	78-3191
宅幼老所茂田井(共生型)		茂田井2146-2	53-8550
宅幼老所 しおなだ		塩名田865-1	88-8212
佐久市あいとびあ臼田デイサービスセンター	(福)佐久市社会福祉協議会	下越16-5	82-6730
佐久市社協多機能型事業所くれよん		下小田切11-3	88-6422



●療養介護

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
鹿教湯三才山病院	長野県厚生農業協同組合連合会	上田市鹿教湯温泉1777	0268-44-2321
東長野病院	(独)国立病院機構	長野市上野2-477	026-296-1111
小諸高原病院		小諸市甲4598	0267-22-0870
まつもと医療センター		松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567
信濃医療福祉センター	(福)信濃医療福祉センター	下諏訪町社字花田6525-1	0266-27-8414
稲荷山医療福祉センター	(福)信濃整肢療護園	千曲市野高場1835-9	026-272-1435

●短期入所

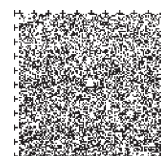
事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
どんぐり	(福)佐久コスモス福祉会	猿久保331	68-6788
グループホーム岸野		伴野949-1	78-3915
緑の牧場学園	(福)からし種の会	八幡1115-67	58-2244
こまかさ寮		八幡1115-84	58-2244
グループホームしおなだ		塩名田456	58-0173
佐久こまば学園	(福)佐久学舎	瀬戸70-2	63-0505
ケイジンピア・サポートセンターもちづき	(社医)恵仁会	協和126-3	77-7021
ケイジンピアホーム中込		中込3-2-13	64-8396
小諸高原病院	(独)国立病院機構	小諸市甲4598	0267-22-0870
臼田学園	佐久市	北川557-102	82-2407
浅間総合病院		岩村田1862-1	67-2295
グループホームきょうわ	(福)望月悠玄福祉会	協和2348-1	78-3452
ホームクラリスあさしな	(一社)Social Firm Japan	八幡222-1	88-8004

●自立訓練(機能訓練)

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
ケイジン通所介護機能訓練センター望月	(社医)恵仁会	協和126-3	77-7022

●自立訓練(生活訓練)

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
宅幼老所ながとろ	(社医)恵仁会	長土呂203-1	54-8165
ケイジン通所介護機能訓練センター望月		協和126-3	77-7022



●就労移行支援

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
ワークサポートこすもす	(福)佐久コスモス福祉会	中込1273-2	64-6644
しょう×あさま	(一社)しょう	長土呂184-1	88-6311

●就労定着支援

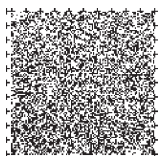
事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
ワークサポートこすもす	(福)佐久コスモス福祉会	中込1273-2	64-6644

●就労継続支援A型

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
ワズアドヴァンス佐久	ワズ(株)	中込3392-1	78-3260

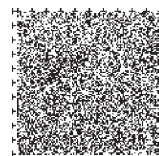
●就労継続支援B型

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
アシストこまば	(福)佐久学舎	平賀4165-1	62-6505
すぎな作業所	(NPO)佐久福祉事業団体 傘の会	鳴瀬602-17	68-6548
佐久の泉共同作業センター	(NPO)ウィズハートさく	前山38-1	63-4048
浅科ふれあいホーム	(福)佐久市社会福祉協議会	塩名田548-5	58-4436
臼田共同作業センター		下越16-5	82-6461
ワークハウス牧	(福)望月悠玄福祉会	望月1729-6	53-6352
ワークハウスかすが		春日2934-1	88-8158
ジョブテラス山の畑	(株)さくら福祉会	甲1691-1	78-3476
佐久コスモスワークス	(福)佐久コスモス福祉会	岩村田1880-5	68-8268
佐久コスモスワークス岸野		伴野953-1	64-2810
ワークサポートこすもす		中込1273-2	64-6644
野沢共同作業センター	(NPO)つくし	取出町485-3	63-7385
しょう×あさま	(一社)しょう	長土呂184-1	88-6311
ポンタージ	LETRZ合同会社	中込3137-12 草笛ビル	88-8343



●障害児通所支援(児童発達支援(児)・放課後等デイサービス(放)・保育所等訪問支援(保))

事業所名		運営法人等	所在地	電話番号
佐久市療育支援センター	児	佐久市	御馬寄1359-4	58-1011
宅幼老所ながとろ	放	(社医)恵仁会	長土呂203-1	54-8165
ケイジンピア・サポートセンター もちづき	放 放		協和126-3	77-7021
ケイジンピラスペースなかごみ	放		中込3-2-8	64-1833
らいおんハート遊びリレーション 児童デイ佐久南	放	(一社)医療介護ケア協会	前山321-3	77-7144
らいおんハート放課後 デイサービス佐久南	児・放			
らいおんハートからだの 児童デイサービス佐久南	児・放			
らいおんハートからだの 児童デイサービス中込	児・放		中込2982-1 上原ビル2号室	78-5215
どんぐり	放	(福)佐久コスモス福祉会	猿久保331	68-6788
ひまわり	児・放		大沢1280-1	64-5033
にこりん。	放	(株)Integrity	野沢394-7	78-3137
いつも。	児・放		原454	63-5003
いっぽ。	放		野沢394-5	88-5156
らんぷ。	放		中込1-7-9	88-8255
ぴーす。	放		甲2189-1	88-7322
わくわくキッズルーム佐久平	児・放			中込3464-1
わくわくキッズルーム佐久平 市役所前	放	(株)cec.H	中込3465-2	88-6037
わくわくキッズルーム佐久南	放		前山135-2	88-8095
さくだいらキッズらぼ 岩村田教室	児・放	(同)さくらぼ	岩村田5037-10 YORIビル1A号室	78-5825
さくだいらキッズらぼ 個のじかん	放		岩村田936-6	73-0506
ついんずくらぶ	放	(株)EIMIE	岩村田647	74-3210
あきばこkidsなかごみ	放	(同)akiba.co	中込3008-1 2階	090-7388-9728



居住系サービス

●施設入所支援

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
緑の牧場学園	(福)からし種の会	八幡1115-67	58-2244
臼田学園	佐久市	北川557-102	82-2407
佐久こまば学園	(福)佐久学舎	瀬戸70-2	63-0505

●グループホーム

事業所名	運営法人等	所在地	電話番号
本郷の家	(福)佐久学舎	内山5683-1	64-8115
志賀の家		志賀5859-3	67-4240
三河田の家Ⅰ		三河田482-4	68-7450
三河田の家Ⅱ			68-7555
グループホームなるせ庵	(有)ねば塾	鳴瀬680	68-4110
グループホームたかせ庵		鳴瀬680-3	68-8398
ひまわり寮	(福)からし種の会 (日中の連絡先は 緑の牧場学園58-2244)	長土呂302-8	67-2670
秋桜寮		八幡1113-8	58-2272
こまくさ寮		八幡1115-84	58-0404
グループホームしおなだ		塩名田456	58-0173
白ゆり荘	(NPO)ウィズハートさく (日中の連絡先は ウィズハートさく78-5660)	臼田172-2	82-4002
龍岡の家		田口5060-7	82-7128
エトワール		臼田2278-1	82-2667
エトワール(たんぼぼ)			82-5514
ケアホーム下平	(福)佐久コスモス福祉会	伴野952-4	63-8516
グループホーム岸野		伴野949-1	78-3915
グループホーム伴野		伴野752	78-3107
やまびこ岩村田A・B	(福)小諸青葉福祉会	岩村田1915-2	77-7008
ケイジンピアホーム中込	(社医)恵仁会	中込3-2-13	64-8396
グループホームきょうわ	(福)望月悠玄福祉会	協和2348-1	78-3452
グループホームかすが		春日2823-2	78-3920
グループホーム虹	(株)STAYGOLD	猿久保619-11	78-5658
グループホーム虹Y棟		原218-17	78-5658
グループホーム虹 中込		原380-19	78-5658
ホームクラリスあさしな	(一社)Social Firm Japan	八幡222-1	88-8004
ホームクラリスさくだいら		平塚10-2	54-8040
ここ佐久平	(株)ノイエ	長土呂203-1	080-1105-7415

(注) 略称の表記については、以下のとおりです。

(独)…独立行政法人

(社医)……社会医療法人

(福)…社会福祉法人

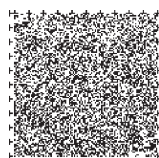
(NPO)…特定非営利活動法人

(有)…有限会社

(一社)……一般社団法人

(株)…株式会社

(同)……合同会社



3 補装具の交付・修理 **身** **難**

障がいの内容や程度によって、身体上の障がいを補い日常生活を容易にするために必要な道具(補装具)を購入する際に補助を受けることができます。ただし、所得による制限があります。

※給付を受ける場合は、事前に申請が必要です。

▼対象となる補装具

障がい種別	補装具の種類
肢 体 不 自 由	義手、義足、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖
視 覚 障 が い	安全杖、義眼、眼鏡(矯正・遮光)、コンタクトレンズ
聴 覚 障 が い	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
障 が い 児	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
両上下肢機能障がいおよび 音声・言語機能障がい、難病患者	重度障害者用意思伝達装置

※希望される補装具によっては、長野県立総合リハビリテーションセンターによる判定を受ける必要があります。

申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●補装具の処方箋 ●医師の意見書 ○補装具の見積書 ○身体障害者手帳(難病患者は診断書または特定医療費(指定難病)受給者証) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
自己負担額	原則、1割負担(ただし、所得によって自己負担上限額あり)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

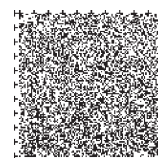
4 医療支援

育成医療 **身**

18歳未満の身体に障がいのある児童で、身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために指定医療機関で必要な医療を受けた場合に医療費が助成されます。ただし、世帯の住民税課税状況などにより対象外となることがあります。

※治療が始まる前に申請が必要です。

対 象 者	指定医療機関による医療で、治療効果が期待できると医師に判断された方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●指定医療機関の意見書 ●税務の閲覧に関する同意書 ○被保険者であることを示す証明書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
主な対象医療	口蓋形成術、心室心房中隔生成術、側弯矯正固定術、腎移植術など
自己負担額	原則、医療費の1割負担(ただし、対象者が属する医療保険世帯の所得区分に応じて自己負担上限額あり)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



更生医療**身**

18歳以上の身体障がい者で、身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために指定医療機関で必要な医療を受けた場合に医療費が助成されます。ただし、世帯の住民税課税状況などにより対象外となることがあります。

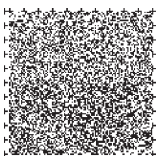
※治療が始まる前に申請が必要です。

対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●指定医療機関の意見書 ●税務の閲覧に関する同意書 ○被保険者であることを示す証明書 ○特定疾病療養受療証の写し(人工透析療法等の場合) ○年金証書または年金振込み通知書(受給者のみ) ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
主な対象医療	人工透析療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、腎移植術、抗HIV療法など (ただし、身体障害者手帳に記載されていない障がいの医療は非対象)
自己負担額	原則、医療費の1割負担(ただし、対象者が属する医療保険世帯の所得区分に応じて自己負担上限額あり)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

精神通院**精**

精神疾患の治療のために必要な医療を指定医療機関に通院して受ける場合に、その医療費が助成されます。ただし、世帯の住民税課税状況などにより対象外となることがあります。

対 象 者	精神障がい及びてんかんなどによって通院により治療を受けている方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●指定医療機関の診断書 ●税務の閲覧に関する同意書 ○被保険者であることを示す証明書 ○年金証書または年金振込み通知書(受給者のみ) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
自己負担額	原則、医療費の1割負担(ただし、対象者が属する医療保険世帯の所得区分に応じて自己負担上限額あり) (佐久市の国保に加入されている方は、さらに給付あり)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



更生医療、育成医療、精神通院に係る自己負担上限額について

世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの自己負担上限額が設定されています。

所得区分	対象となる方		自己負担上限額		
			一般		重度かつ継続
			更生医療 精神通院	育成医療	
生活保護	生活保護を受給されている方		0円	0円	0円
低所得1	住民税非課税世帯	本人年収82万6,500円以下	2,500円	2,500円	2,500円
低所得2		上記以外	5,000円	5,000円	5,000円
中間1	住民税課税世帯	世帯の所得割 合計3万3千円未満	医療保険の 自己負担限度額	5,000円	5,000円
中間2		世帯の所得割 合計23万5千円未満		10,000円	10,000円
一定以上		世帯の所得割 合計23万5千円以上	対象外	対象外	20,000円

福祉医療費給付金制度(障がい者)

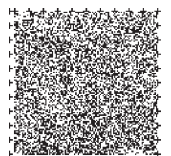
身 知 精

病院、薬局などの医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成を受けられます。
※給付を受けるには、受給者証の交付を受ける必要があります。

申請に必要なもの (受給者証交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書(国保医療課、各支所に所定の様式があります) ○マイナ保険証または資格確認書 ○障がい者手帳 ○通帳など振込先のわかるもの ○所得課税扶養証明書 (1月1日以降の転入者のみ・18歳以上の同居家族全員分)
給付内容	1か月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに500円を超えた自己負担があった場合に支給(ただし、高額療養費、付加給付、他の法令などにより給付されるもの、入院時の食事療養費、福祉医療費給付事業の受給者負担金を除く) ※満18歳の年度末までの児童については、40ページの「福祉医療費給付金制度(子ども)」と同じ給付内容
申請・問合せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係

▼対象者、所得制限

区 分	所得制限	
	本人	配偶者・扶養義務者
身体障害者手帳所持者1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
身体障害者手帳所持者3級	所得税非課税者	
療育手帳所持者A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
65歳以上国民年金法施行令別表該当者		
精神障害者保健福祉手帳1級所持者		
精神障害者保健福祉手帳2級所持者	所得税非課税者	

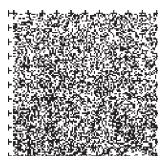


申請窓口:佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課 ☎63-3163

難病などに関する医療を受ける方の医療費が助成されます。助成には要件などがありますので、詳しくは、申請窓口にお問合せください。

給付の種類	内 容
小児慢性特定疾病 医療費給付	小児慢性特定疾病(788疾病 ※R4.12.1時点)に罹患している18歳未満の児童などが、指定医療機関(薬局、訪問看護ステーションを含む)において、当該疾病に係る治療を受ける場合、その医療費の自己負担分の一部を公費負担
難病患者の医療費給付 (特定医療費、 特定疾病医療費)	国または県が指定した難病(341疾病 ※R6.4.1時点)に係る治療を受ける場合、保険医療費(介護サービス費)の自己負担分の一部を公費負担
難病患者の医療費給付 (特定疾患治療研究事業)	特定疾患患者(スモン、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)など)の保険医療費(介護サービス費)の自己負担分を公費負担
先天性血液凝固因子 障害等患者の 医療費給付	先天性血液凝固因子障害等患者の保険医療費(介護サービス費)、および特定疾病療養受療証適用後の自己負担分を公費負担
遷延性意識障害者 医療費給付	遷延性意識障がい者(遷延性植物状態者)の保険医療費の自己負担分の一部を公費負担
ウイルス肝炎医療費 給付	B型およびC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、ヘパトーム(肝がん)の患者に対する医療費の保険医療費の自己負担分の一部を助成

※「難病患者等激励費」については、26ページをご覧ください。



5 地域生活支援事業

※補助や給付、支援などを受ける場合は、事前に申請が必要となります

意思疎通支援事業

身

聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方の円滑な意思疎通を支援するために、手話通訳者または要約筆記者などを派遣します。

また、福祉課に専用タブレット端末を配置し、ビデオ通話による手話または筆談での問い合わせに対応します。手話通訳者などの同行が困難な場合には、個人所有のタブレット端末やスマートフォンを使用して遠隔手話通訳も可能です。

手話通訳者派遣や遠隔手話通訳などの利用をご希望の場合は、以下の問合せ先へ事前にご相談ください。

対象者	聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書
派遣条件	生命・健康管理・権利・職業・教育・冠婚葬祭・文化教養・スポーツ・地域活動に関すること、その他市長が必要と認めることに該当する場合
申請・問合せ	福祉課障害福祉係 FAX 0267-62-2172 ※手話通訳士を福祉課窓口配置しています。 白田支所健康福祉係 FAX 0267-82-3116 浅科支所健康福祉係 FAX 0267-58-2897 望月支所健康福祉係 FAX 0267-53-3115

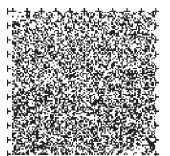
手話の指文字【あいうえお表（50音）】

ゆびもじ

指文字

- ・濁音(が・ぎ・ぐ等)
- ・半濁音(ぱ・ぴ・ぷ等)
- ・促音(小さい『っ』『ゃ』『ゅ』『ょ』)
- ・長音(『ー』)

- 指文字を示しながら右に動かします。
- 指文字を示しながら上に動かします。
- 指文字を示しながら手前に引きます。
- 人差し指で上から下に線を引きます。



日常生活用具の給付

身 知 難

日常生活がより円滑に行われるための自立生活支援用具などを給付します。

※給付を受ける場合は、事前に申請が必要です。

▼対象となる日常生活用具の一例

区分	主な日常生活用具の種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行支援用具など
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター、電気式たん吸引機、医療機器等自家発電機など
情報・意思疎通支援用具	読書支援器、聴覚障がい者通信装置、人工内耳体外部装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ用具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作補助用具	住宅改修費

※上記以外にも様々な用具がありますので、詳しくは福祉課にお問合せください。

※障がい者手帳の等級によって対象にならない場合があります。

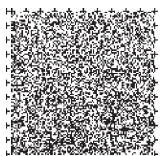
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ○日常生活用具の見積書 ○障がい者手帳 (難病の方は診断書または特定医療費(指定難病)受給者証) ○医師の診断書(用具によって必要な場合あり) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
自己負担額	原則、1割負担(ただし、所得によって自己負担上限額あり)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

移動支援事業

身 知 精 難

屋内外での移動が単独では困難な障がい児(者)に対して、地域での自立生活および社会参加の促進を図るため、外出時の支援を行います(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援対象者を除く)。

対象者	障がい者手帳をお持ちの方など
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ○障がい者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
対象となる外出	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出で、原則として1日で用務を終えるもの
対象とならない外出	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤、営業活動などの経済活動に係る外出 ・通年かつ長期にわたる外出(通学、通院、通所など)
自己負担額	費用の1割(ただし、次に掲げる方は無料) <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に属する方 ・住民税非課税世帯に属する方(18歳以上である場合は利用者および配偶者が非課税である方)
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



日中一時支援事業

身 知 精 難

障がい者などの家族の就労支援および一時的な休息を目的として、障がい児(者)の日中における活動の場を確保します。

対 象 者	障がい者手帳をお持ちの方など
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ●利用者状況表 ○障がい者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
介 護 委 託 先	障害福祉サービス事業所など
自 己 負 担 額	費用の1割(ただし、次に掲げる方は無料) ・生活保護世帯に属する方 ・住民税非課税世帯に属する方(18歳以上である場合は利用者および配偶者が非課税である方)
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

訪問入浴サービス

身 難

家庭において入浴が困難な重度の身体障がい児(者)に対して、移動入浴車による訪問入浴サービスを行います。

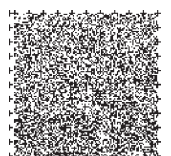
対 象 者	重度身体障がい児(者)で、次の全てに該当する方 ・家族などの介助のみでは入浴が困難な方であること ・感染症疾患がないこと ・入浴について医師の許可を得ていること
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ●入浴許可診断書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
自 己 負 担 額	原則、無料(ただし、住民税課税世帯に属する方(18歳以上の場合は利用者または配偶者が課税されている方)で1週間に3回以上利用した場合は、3回目以降についての費用負担あり)
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

地域活動支援センター

身 知 精 難

在宅の障がい者などに、創作的活動や生産活動へ参加する機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

施 設 名	所 在 地	電 話
岩村田共同作業センター	岩村田1880-4	68-4974
中込共同作業センター	中込1-19-2	63-3784



身体障害者自動車運転免許取得費補助金

※教習所の申込を行う前に申請が必要です。

自動車運転免許の取得に要する経費に対し、補助金を交付します。

対 象 者	身体障害者手帳1級から4級までに該当する方(所得制限あり)
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
補 助 額	第1種普通自動車運転免許を取得するための経費の2/3以内 (ただし、10万円を限度)
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

身体障害者用自動車改造費補助金

※改造を行う前に申請が必要です。

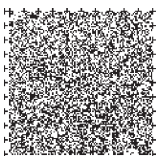
所有する自動車の改造に要する経費に対し、補助金を交付します。

対 象 者	身体障害者手帳(上肢、下肢または体幹の機能障害)に該当する方(所得制限あり)
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ○運転免許証 ○改造を行う業者の見積書 ○身体障害者手帳 ○改造する箇所の写真 ○車検証または電子車検証と自動車検査記録事項を確認できるもの ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
補 助 額	自ら所有し、運転する自動車の操行装置、駆動装置などを改造する経費 (ただし、10万円を限度)
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

成年後見制度支援

知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分で、成年後見制度を利用したいが身寄りがなく、申立てができない場合に、市が後見開始などの審判請求および利用者支援を行います。

対 象 者	65歳未満で、かつ、知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分で、日常生活に支障がある方
自 己 負 担 額	本人の収入・財産などに応じて算定
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



6 居宅福祉事業

※補助や給付、支援などを受ける場合は、事前に申請が必要となります

タイムケア事業 **身** **知** **精**

在宅の障がい児(者)の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、介護サービスを提供します。

対 象 者	障がい者手帳をお持ちの方など
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ○障がい者手帳 ●利用者状況表 ●誓約書
介 護 委 託 先	近隣に在住する方(ただし、扶養義務者などは除く)、知人、社会福祉法人、非営利団体など
利 用 時 間	年間1人300時間以内
自 己 負 担 額	食費その他の実費
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

障害(児)者等自立生活体験事業 **身** **知** **精** **難**

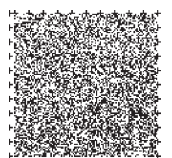
入院・入所中の障がい(児)者が、障害福祉サービスを利用して、地域での生活に必要な生活体験を行い、地域生活への移行に必要な能力や自立意欲の向上を図ります。

対 象 者	入院・入所中の障がい(児)者で、障害者総合支援法の障害福祉サービスが利用できない方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
自 己 負 担 額	・利用者または扶養義務者の所得に応じた費用 ・食費その他の実費
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業 ※購入・修理を行う前に申請が必要です。

軽度・中等度の難聴児に対して早期に補聴器を装用することにより、周囲とのコミュニケーションの円滑化を図るため、補聴器の購入または修理に係る費用に対して補助を行います。

対 象 者	聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であり、指定専門医により補聴器の装用が必要であると診断を受けている18歳未満の児童
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●申請書 ○指定専門医による意見書 ○意見書に基づく補聴器見積書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
補 助 金 額	1台あたりの基準額の2/3
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



障害者にやさしい住宅改良促進事業



※改修工事を行う前に申請が必要です。

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう、常時使用する居室、浴室、トイレ、洗面所などを改良する場合に補助します。

対 象 者	次の要件の全てを満たす方 ・ 65歳未満の身体障害者手帳1級から6級までに該当する方 （4級から6級までに該当する方は、独居者または介護者がいない方） ・ 前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属する方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○身体障害者手帳 ●事業実施計画書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード ○工事の見積書、平面図 ○工事箇所の写真
補助対象上限額	70万円
自己負担額	補助対象額の1割
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

重度障害者介護用品給付事業



在宅の寝たきり障がい者を介護している方の負担軽減を図るため、紙おむつなどの介護用品を給付します。

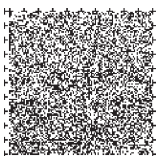
対 象 者	65歳未満の障がい者を介護する住民税非課税世帯に属する介護者
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○障がい者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

訪問理美容サービス



理美容店に出向くことが困難な在宅の障がい者に対して、理容師または美容師が居宅へ訪問し理美容サービスを行います。

対 象 者	住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級に該当する方 ②身体障害者手帳2級に該当する方(視覚、下肢、体幹の障がいのみ) ③①および②に準ずる方(難病患者など) ④療育手帳A1に該当する方
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○障がい者手帳
内 容	訪問理美容に係る出張経費を市が負担(年度内最高4回まで)
自己負担額	理美容業者が定める理美容料金
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



障害児通園施設利用児療育支援事業

身 知 精 難

障害児通園施設を利用する障がい児が、世帯の兄弟姉妹のうち2番目以降に年齢が高く、下記の対象世帯に該当する場合、利用者負担を軽減します。

対 象 世 帯	次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通園施設に通園する障がい児のほかに、保育所、幼稚園、認定こども園などに通園する就学前の兄または姉がいる世帯 ・ 障害児通園施設に通園する障がい児のほかに就学後の兄または姉がいる世帯(住民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る) ・ 障害児通園施設に通園する障がい児のほかに兄または姉が2人以上いる世帯
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ●委任状 ●保育所等通園証明書(兄弟姉妹がほかの保育所に通園などをしている場合のみ) ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
利用者負担軽減率	2人目 50%軽減 3人目以降 100%軽減
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

通所・通園費等推進事業

身 知

県内の心身障害児(者)施設に入所している障がい児(者)の通所や帰省のため、必要な交通費を補助します。

対 象 経 費	介護者が次のために有料道路を利用した場合の通行料金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の心身障害児施設に入所している児童の帰省またはその面会 ・ 県内の心身障害者施設に入所している方の帰省 障がい児(者)および介護者が自宅から県内の重症心身障害児(者)施設に通園する場合の交通費
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
補 助 金 額	有料道路利用の場合、対象経費の1/2以内(上限額年間4万円) 通園に係る交通費の場合、1か月2千円を超える交通費の1/2以内
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

日常生活用具貸与

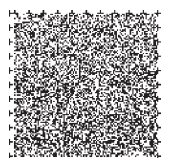
身

在宅の障がい者に対して、日常生活を援護するため、生活用具を貸与します。

貸 与 用 具	特殊寝台・車いす	
対 象 者	特殊寝台	身体障がい者で下肢または体幹機能障害2級以上の方※1
	車いす	身体に障がいを有し、車いすを必要とする方※2
申請に必要なもの	申請書(福祉課・各支所に所定の様式あり)	
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係	

※1 対象者は低所得世帯に属する者に限ります。

※2 対象者は住民税所得割非課税者に限ります。



障害者外出支援サービス

身 知 精 難

公共交通機関を利用することが困難な障がい者に、「通院」、「買物」、「公共機関における手続き等」のための移送の支援を行います。

対 象 者	住民税非課税世帯に属する65歳未満の方で次の <u>いずれかに</u> 該当する方 ・介護保険の要介護4以上に該当する方 ・身体障害者手帳3級以上に該当する方 ・療育手帳B1以上に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方 ・難病患者
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○障害者手帳または介護保険被保険者証など ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カードおよび写真付本人確認書類
利 用 回 数	片道利用を1回として月4回まで
自 己 負 担 額	1回当たり500円
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

粗大ごみ収集支援

身 知 精

障がいにより、粗大ごみの搬出が困難な世帯に対し収集支援を行います。

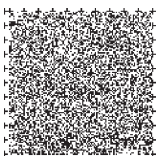
対 象 者	全ての世帯構成員が、重度知的障がい者または障害支援区分4以上の身体障がい者及び精神障がい者の世帯で、家族などの支援が受けられない方
申請に必要なもの	●申請書(福祉課・各支所に所定の様式あり)
自 己 負 担 額	無料(税込1万円までの運搬手数料) ※1回の回収につき税込1万円を超えた分の運搬手数料、および粗大ごみの処分手数料は、個人負担として別途、佐久シルバー人材センターへの支払いが必要)
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

障害者(児)通所費補助事業

身 知 精

障害福祉サービス事業所等へ公共交通機関等により通所する場合に通所に係る経費の一部を助成します。

対 象 者	佐久市に住所を有し、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、市内の地域活動支援センター、障害児童通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)に通所する者またはその保護者
申請に必要なもの	交付申請書、通所証明書(福祉課・各支所に所定の様式あり) ※3か月に一度3か月分の申請受付となります。(例:4月から6月分は7月上旬の受付)
助 成 額	【公共交通機関を利用の場合】 運賃の1/2以内の額で月額5,000円上限 【自家用車等を利用の場合】 (※通所距離が片道2km以上で、月に10日以上利用) ・往復を自家用車で通所する日が10日以上 月額2,000円 原付の場合は1,000円 ・往復を自家用車で通所する日が10日未満 月額1,000円 原付の場合は500円
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



難病患者等激励費の支給 **難**

難病などにより、闘病生活をされている方に激励費を支給します。

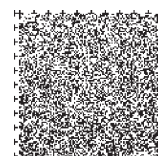
対 象 者	特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾病療養受療証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、自立支援医療受給者証(人工透析のみ)、ウイルス肝炎医療費受給者証、長野県特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、遷延性意識障害者医療費受給者証のいずれも、当該年度12月1日現在有効の証をお持ちの方 ※いずれも当該年度12月1日現在、6か月以上継続して佐久市に住所がある方
申請に必要なもの	●申請書(国保医療課・各支所に所定の様式あり) ○通帳など振込先のわかるもの ○対象者欄に掲げる受給者証
給 付 金 額	透析を受けている方 30,000円(一部要件あり) 透析以外の方 5,000円
申 請 期 間	原則として、11月1日から翌年2月末日まで
申 請 ・ 問 合 せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係

障害者自立生活支援センター **身 知 精 難** 下越16-5(あいとぴあ臼田内) ☎88-6561

障がいのある方及びその家族へ、日常生活における相談支援と情報提供を行う窓口です。障がいのある方が地域で生きがいを持って活動的に生活するために、料理教室・運動教室等の講座・教室を開催しています。障害がある方、ご家族・支援者、障害認定はないけれど悩みや生活のしにくさを抱えた方が、居場所として利用できるオープンスペースがあります。

◇相談受付:月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

◇オープンスペース利用:月曜日～金曜日の午前9時～午後4時30分(祝日・年末年始を除く)



7 手当・年金

特別児童扶養手当 **身** **知** **精**

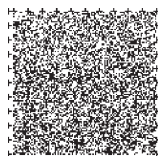
在宅の20歳未満の障がいのある児童の養育者に支給します。

対 象 者	障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などで、次の全てに該当する方。ただし、所得による制限があります。 ・児童が施設に入所していないこと ・児童が障害年金を受給していないこと
手 当 額 (令和8年4月現在)	1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●認定請求書 ○戸籍謄本 ●専用診断書 ○通帳の写し(請求者名義) ●日常生活の状況 ○障がい者手帳(所持者のみ) ●口座申出書 ○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ○写真付本人確認書類
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

障害児福祉手当 **身** **知** **精**

在宅の20歳未満の重度障がい児に支給します。

対 象 者	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、次の全てに該当する方。ただし、所得による制限があります。 ・施設に入所していないこと ・障害年金を受給していないこと
手 当 額 (令和8年4月現在)	月額 16,560円
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●認定請求書 ○戸籍謄本 ●所得状況届 ○通帳の写し(児童名義) ●専用診断書 ○障がい者手帳(所持者のみ) ○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ○写真付本人確認書類
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係



特別障害者手当 **身** **知** **精**

在宅の20歳以上の重度障がい者に支給します。

対 象 者	障がいの重複のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、次の全てに該当する方。ただし、所得による制限があります。 ・施設に入所していないこと ・継続して3か月以上入院していないこと
手 当 額 (令和8年4月現在)	月額 30,450円
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に 所定の様式があります。	●認定請求書 ○年金の種類が分かる書類 ●所得状況届 ○通帳の写し(請求者名義) ●専用診断書 ○障がい者手帳(所持者のみ) ○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ○写真付本人確認書類
申 請 ・ 問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

障害基礎年金 **身** **知** **精**

国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガにより、一定以上の障がいと認められた場合に支給されます。※障がい者手帳をお持ちでない方も対象となる場合があります。

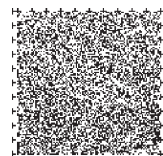
対 象 者	国民年金法に定める障がいの等級に該当し、次のいずれかの要件を満たしている方(障がいの等級は障がい者手帳の等級とは異なる) ・初診日に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に60歳以上65歳未満で、日本国内に住所があり、かつ保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に20歳未満であること(所得制限あり) ※公的年金を受給している方は申請できない場合あり
年金額(令和7年度)	1級 年額 1,039,625円 2級 年額 831,700円
申 請 ・ 問 合 せ	国保医療課国保年金係・各支所市民係

国民年金保険料の免除

窓口:国保医療課 国保年金係

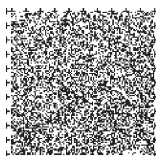
国民年金第1号被保険者の方で、障害年金1級または2級を受給されている方は、届出により、国民年金保険料が免除されます。

届出の際には、基礎年金番号がわかるものを持参ください。



障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

<p>対 象 者</p>	<p>(保護者の要件) 障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件の全てを満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があること ・加入時の年度の4月1日時点で65歳未満であること ・特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること <p>(障がいのある方の要件) 次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方(年齢は問わない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい ・身体障害者手帳所持者(1級から3級まで) ・精神または身体に永続的な障がいのある方でその障がいの程度が上記と同程度と認められる方
<p>掛 金 月 額</p>	<p>加入時の保護者の年齢によって9,300円から23,300円までの掛金が必要(加入年数により掛金の免除あり)</p>
<p>給 付 金 額</p>	<p>一口月額2万円 (最大2口まで加入可能)</p>
<p>申請に必要なもの</p> <p>●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●申込書 ●申告者告知書 ●年金管理者指定届出書(障がいのある方が年金を管理することが困難な場合) ○保護者・障がいのある方の住民票または戸籍謄本 ○障がい者手帳 ○障害年金証書
<p>申 請 ・ 問 合 せ</p>	<p>福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係</p>



8 税金、公共料金等の減免など

所得税、住民税の障害者控除 **身 知 精**

納税義務者本人または扶養親族などが障がい者である場合に、税額計算の基盤となる所得から一定額を差し引くことができます。

要件	次のいずれかに該当する場合 ・納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者手帳を持っている場合 ・障がい者手帳を持っていない65歳以上の要介護認定を受けている方またはその方を扶養している方で、障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	
申請・問合せ	所得税について	佐久税務署 ☎67-3460 勤務先の給与担当
	住民税について	税務課 ☎62-3040 勤務先の給与担当
	障害者控除対象者認定書について	高齢者福祉課 介護保険給付係 ☎62-3154 各支所健康福祉係

NHK受信料の免除 **身 知 精**

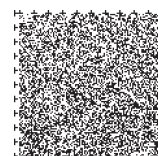
障がい者がいる世帯の受信料が免除されます。

対象者	半額免除	世帯主が受信契約者で次のいずれかに該当する方 ・視覚障がい者または聴覚障がい者 ・身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
	全額免除	障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯員全員が住民税非課税の場合
申請に必要なもの	●申請書 ○障がい者手帳 ○印鑑 ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	
申請窓口	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係	
問合せ	NHK(ナビダイヤル) ☎0570-077-077	

携帯電話の割引サービス **身 知 精**

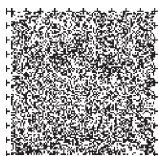
携帯電話の利用料金が割引されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
割引内容	携帯電話各社で割引サービスなどを行っています。サービス内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。
窓口	各携帯電話販売店



障がい者またはその方と生計を一にする方などが所有および運転し、主として当該障がい者のために使用されている自動車、軽自動車に係る税金が免除されます。

対象者	障がいの区分		障がい者が運転	同一生計者等 が運転
	身体障害者手帳	視覚障がい		1級～4級
聴覚障がい		2級、3級	2級、3級	
平衡機能障がい		3級	3級	
音声機能障がい		3級(咽頭摘出者)		
上肢不自由		1級、2級	1級、2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級	
体幹不自由		1級、2級、3級、5級	1級～3級	
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸の機能障がい		1級、3級	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい		1級～3級	1級～3級	
肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進 行性脳病変による運 動機能障がい		上肢機能	1級、2級	1級、2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
精神障害者保健福祉手帳		1級	1級	
療育手帳		A1、A2	A1、A2	
使用要件	次のいずれかの方が運転する場合 ①障がい者本人 ②同一生計者(障がい者の通院、通学、通勤等の送迎や日常生活における外出のため) ③障がいのある方のみで構成される世帯の場合で、障がい者の通院、通学、通勤等の送迎や日常生活における外出のため、日常的に介護する方			
所有要件	次のいずれかの方が所有する自動車(障がい者1人につき、軽自動車を含む自家用自動車1台限り) ①障がい者本人 ②同一生計者(次のいずれかの方が運転する場合) ・18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方 ・知的障がい者または精神障がい者と生計を一にする方または障がい者本人			
申請に必要なもの	●申請書(申請窓口にあります) ○障がい者手帳 ○自動車検査証または電子車検証 ○運転する方の運転免許証 ○納税通知書(軽自動車の場合) ○納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード または 個人番号が記載された住民票の写し (使用要件②、使用要件③または所有要件②に該当する方は同一生計証明書が必要になりますので、佐久市役所福祉課にお問合せください)			
申請期限	納期限まで			
窓口	自動車税 軽自動車税	東信県税事務所 ☎63-3135 税務課 ☎62-3040		



9 交通割引制度

鉄道運賃(JR)の割引 **身 知 精**

鉄道運賃が割引されます。精神障害福祉手帳をお持ちの方が割引を受けるには、種別の記載が必要です。福祉課または各支所健康福祉係へお問い合わせください。

対象者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 第1種精神障害者 介護者	第2種身体障害者 第2種知的障害者 第2種精神障害者
普通乗車券	単独または介護者とともに乗車する場合 (単独の場合、片道営業距離数が100kmを超える区間)	単独で乗車する場合
定期乗車券	介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の障がい児の場合、介護者のみが対象)	12歳未満の障がい児が介護者とともに乗車する場合
回数乗車券・急行券	介護者とともに乗車する場合	
割引内容	5割引	
利用方法	障がい者手帳を駅の窓口で提示して、乗車券を購入してください。	

鉄道運賃(私鉄など)の割引 **身 知 精**

鉄道運賃が割引されます(精神障がい者は、各会社の判断によります)。
私鉄などについては、JRに準じた割引がありますが、詳しい内容は、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引 **身 知 精**

バスの運賃が割引されます(精神障がい者は各会社の判断によります)。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
割引内容	普通乗車券 5割引 (定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問合せください。)
窓口	乗車券販売窓口

タクシー運賃の割引 **身 知 精**

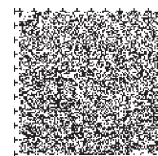
タクシー運賃が割引されます(精神障がい者は各会社の判断によります)。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
割引内容	1割引(時間制運賃を含む) (相乗りする場合も、対象者が乗車する区間は割引対象) (ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は、割引対象外)
窓口	長野県タクシー協会、各タクシー会社

デマンドワゴンさくっとの割引 **身 知 精**

デマンドワゴンさくっとの運賃が割引されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※事前に手帳の写しの提出が必要
割引内容	5割引
問合せ	生活環境課生活公共交通係



航空旅客運賃の割引 **身 知 精**

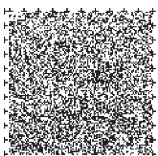
航空旅客運賃が割引されます。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および介護者1名(各航空会社により異なる)
割 引 内 容	各航空会社が国内路線ごとに設定
窓 口	各航空会社

有料道路通行料金の割引 **身 知**

事前に登録することにより、通行料金が割引されます。

対 象 範 囲	区 分		対 象 者
		障がい者本人が運転する場合	
	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合		第1種身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳(A1・A2)をお持ちの方
割 引	通常料金の半額		
自 動 車 の 範 囲 (営業用を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 本人、所定の親族が所有する乗用自動車など 本人以外の運転でも割引が認められる場合、介護者が所有する乗用自動車など ※令和5年3月末から、タクシー(本人以外の運転でも割引が認められる場合のみ)やレンタカーなど、車を登録しない場合も割引が可能		
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	ETCを利用しない場合		ETCを利用する場合
	●申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○自動車検査証または電子車検証と自動車検査記録事項を確認できるもの(車を登録される場合) ○運転免許証 (障がい者本人が運転する場合)		●申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○自動車検査証または電子車検証と自動車検査記録事項を確認できるもの ○運転免許証 (障がい者本人が運転する場合) ○ETCカード (20歳以上は障がい者本人名義のみ) ○ETC車載器セットアップ 申込書・証明書
変 更 申 請	割引有効期限内に次の変更がある場合は、変更申請が必要 <ul style="list-style-type: none"> 自動車登録番号 自動車検査証上の所有者および使用者 ETCカードの名義および番号 ETC車載器の管理番号 申請者の名前および住所 		
問 合 せ 先	有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233		
申 請 窓 口	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係		
	令和5年3月末から、高速道路会社のオンライン申請サイトでの申請が可能		



10 その他の障がい者支援

信州パーキング・パーミット制度

様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方に、県内共通の「利用者証」を交付する制度です。

対 象 者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人または病気の方など
申 請 方 法	窓口で申請 ・佐久市役所(福祉課、高齢者福祉課、佐久市保健センター内「母と子のすこやか相談室」、国保医療課、各支所健康福祉係) ・佐久合同庁舎(保健福祉事務所福祉課) ・長野県庁(地域福祉課) 郵送で申請 ・郵便番号380-8570(住所記載不要) 長野県健康福祉部地域福祉課信州パーキング・パーミット制度担当宛
申請に必要なもの ●は、福祉課・各支所に所定の様式があります。	●交付申請書 ○障がい等の状況のわかる書類(対象者区分によって書類が異なります。郵送の場合は写しを郵送) ○来庁者の本人確認書類(窓口の場合) ○返信用切手180円分(郵送の場合)
問 合 せ	県庁地域福祉課 ☎026-232-0053 福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

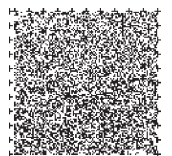
信州パーキング・パーミット制度利用証



車いす利用者用



車いす使用者以外



ヘルプマークの配付

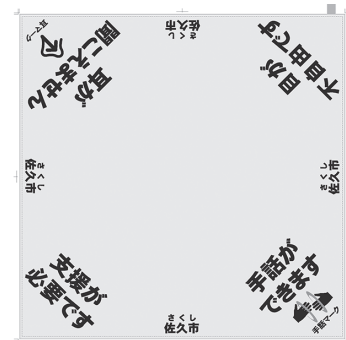
援助や配慮を必要とすることが外見からは分からない方が、身につけることで周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせることができ、援助が得やすくなるよう作成されたヘルプマークを配布します。

対 象 者	義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい 発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などであって、 外見からはわからなくても援助や配慮を必要とする方
配付について	窓口にお持ちいただくものや、申請書はありませんが、対象者の状況などについて、受付時に伺いますので協力ください。 【配付窓口】 ・佐久市役所(福祉課・各支所健康福祉係) ・佐久合同庁舎(佐久保健福祉事務所福祉課) ※郵送での配付も可能(返信用封筒が必要となります。)
問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係

ヘルプマーク

ほじょ犬マーク

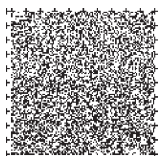
災害時支援用バンダナ



身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の給付

身体障がいのある方に身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)が給付されます。

対 象 者	①盲導犬 視覚障がい者(1級) ②介助犬 肢体不自由者(1・2級) ③聴導犬 聴覚障がい者(2・3級) ・18歳以上で、長野県内に1年以上居住している方 ・身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓 練 等	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います。 なお、この間の経費(交通費、食事代等)は給付候補者の負担となります。 また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
問 合 せ	【盲導犬、介助犬】佐久市役所(福祉課・各支所健康福祉係) 【聴導犬】佐久合同庁舎(佐久保健福祉事務所福祉課)



災害時支援用バンダナ

災害時に、周囲に障がいがあることを知らせ、援助や必要な配慮を受けやすくするため「災害時支援用バンダナ」を配布します。また、手話のできる支援者へも配布します。

問 合 せ	福祉課障害福祉係・各支所健康福祉係
-------	-------------------

在宅要介護者等歯科保健推進事業

①在宅要介護者等訪問歯科健診

在宅要介護者宅を歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科健康診査および歯科保健指導などを行います。

対 象 者	在宅要介護者およびおおむね40歳以上の身体に障がいのある方で通院での歯科受診が困難な方
申請に必要なもの	申請書(健康づくり推進課に所定の様式あり)
利 用 回 数	年に1回
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課口腔歯科保健係 ☎63-3781

②在宅要介護者等歯科相談

通院困難な在宅要介護者に対し、歯科医師が訪問歯科診療を行うにあたり、歯科衛生士が事前訪問し、円滑な診療への支援を行います。

対 象 者	在宅要介護者およびおおむね40歳以上の身体に障がいのある方で、通院での歯科受診が困難な方
申請に必要なもの	申請書(健康づくり推進課に所定の様式あり)
自 己 負 担 額	医療費自己負担分(情報資料作成まで自己負担なし)
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課口腔歯科保健係 ☎63-3781

③在宅要介護者等訪問歯科指導

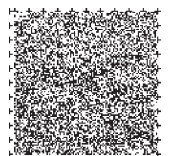
在宅要介護者宅を歯科衛生士が訪問し、歯科相談・歯科保健指導などを行います。

対 象 者	在宅要介護者および身体に障がいのある方で、通院で歯科受診が困難な方
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課口腔歯科保健係 ☎63-3781

障がい者歯科診療

重度障がいのある方のために、障がい者用歯科医療機器が整備された医療機関で治療が受けられます。

対 象 者	通常の歯科診療が困難な重度障がいのある方
医 療 機 関	浅間総合病院
問 合 せ	浅間総合病院 ☎67-2295



生活保護制度

相談・申請:福祉課保護係

生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

1 保護の要件

生活保護は世帯単位で行います。世帯全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

◆資産の活用とは	預貯金、生活に利用されていない土地・家屋などがあれば売却などし、生活費に充ててください。
◆能力の活用とは	働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。
◆あらゆるものの活用とは	年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。
◆扶養義務者の扶養とは	親族などから援助を受けることができる場合は、可能な限り援助を受けてください。

これら全てを活用したうえで、世帯の収入と国の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

2 生活保護の手続

①相談・申請



②調査・決定



③支給

制度の利用を希望される方は、福祉課 保護係へ相談ください。制度の説明とともに、生活福祉資金、各種社会保障施策などの活用の検討を行います。

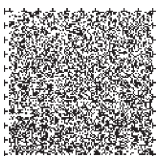
生活保護の申請は、保護を必要とする本人もしくはその扶養義務者、またはその者と同居している者に限られます。

生活保護の申請後、ケースワーカーによる家庭訪問などにより、現在の生活状況や収入・資産の状況、扶養親族の状況などを調査します。

調査結果をもとに、国が定める基準により、保護が必要かどうかを決定します。

国が定める基準に基づく最低生活費から収入を引いた額を保護費として毎月支給します。

- ・受給中は、収入の状況を毎月申告する必要があります。
- ・世帯の実態に応じて、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。
- ・就労の可能性のある方は、就労に向けた助言や指導を行います。



生活困窮者自立支援制度

相談:福祉課保護係

自立相談支援事業 (あなただけの支援プランを作ります)

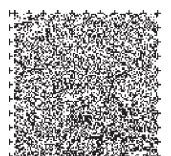
働きたくても就職先が見つからない、病気があり将来の生活が不安など、相談者の様々な悩みについて、専門の支援員が課題を整理し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な目標や計画(支援プラン)を作成します。支援プラン作成後は、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を相談者に寄り添いながら行います。

支援対象者	お金・仕事・住まい・健康・障がい・家族関係など、生活全般の困りごとを抱えている方
相談支援の流れ	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 相談</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②支援計画作成</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③ 支援</div> </div> <p>まずは、生活就労支援センターまいさぼ佐久市へ相談ください。生活費のこととあわせて、生活・仕事・心身のことなど、抱えている悩みを支援員がお聞きします。</p> <p>相談の内容から適切な支援方法を判断し、他制度の窓口などを紹介するか、継続的な支援が必要な場合は問題解決に向けた支援計画(プラン)を支援員と一緒に作成します。</p> <p>また、支援計画(プラン)について、適切であるかどうかを複数の関係者が参加する支援調整会議において確認・調整します。</p> <p>支援計画に基づき、支援員と一緒に問題解決を目指します。</p>
申請・問合せ	生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”

住居確保給付金の支給 (家賃相当額を支給します)

離職により経済的に困窮し住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当額等(上限あり)を支給し、あわせて就労支援などを行い、住宅と就労機会の確保を支援します。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日において、離職などから2年以内の方であること ・ 離職などの前に世帯の生計を主として維持していたこと ・ ハローワークに求人の申込みをしていること ・ 国の雇用制度による給付などを受けていないこと <p>※支給要件あり(収入要件、資産要件、就職活動要件)</p>
支給額	賃貸住宅の家賃額及び住居の喪失等、転居が必要と認められる場合は転居費用(それぞれ上限あり)
支給期間	原則3か月間(就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能、最大9か月まで)
申請・問合せ	生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”



就労準備支援事業（社会、就労への第一歩）

「社会との関わりに不安がある」、「ほかの人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、6か月から1年までの間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

支援対象者	生活困窮者のうち ・収入要件、資産要件を満たしている方 ・上記に準ずる方として認める方 生活保護受給者
申請・問合せ	生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”、福祉課保護係

一時生活支援事業

問合せ：福祉課保護係、生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供などを行い、あわせて「生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”」が自立のために必要な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

家計改善支援事業（家計の立て直しをアドバイス）

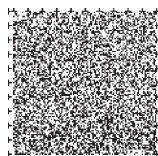
家計状況の「見える化」により根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

支援対象者	家計に関して困りごとを抱えた方（年齢や収入などに制限なし）
支援の内容	・家計管理に関する支援（家計表などの作成支援、出納管理などの支援） ・滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度の利用に向けた支援 ・債務整理に関する支援 ・貸付のあっせん
支援期間	利用者の状況にあわせて支援期間を設定
申請・問合せ	生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”

子どもの学習・生活支援事業（子どもの明るい未来をサポート）

生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもに対して、学習支援を行うことで、学習意欲向上、習慣化、基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性、自己肯定感をはぐくみ、子どもの高等学校などへの進学や将来における安定就労につなげます。

支援対象者	・支援調整会議において本事業を必要と判断された生活困窮世帯などの小学4年から中学3年までの児童
支援の方法	・教職員OBなどによる訪問型学習支援 ・1世帯おおむね月4回、1日あたり2時間以内の頻度で実施
申請・問合せ	福祉課保護係、生活就労支援センター“まいさぼ佐久市”



子育て支援

1 手当・医療・年金

児童手当

手当の対象となる児童を養育している方に支給されます。

対象となる児童	国内に居住している高等学校卒業(18歳到達後、最初の3月31日を迎える)までの児童 ※留学のため国外に居住している児童も対象となる場合があります。		
給付内容	第1子・第2子	3歳未満	15,000円
		3歳以上高等学校終了前	10,000円
	第3子以降		30,000円
申請・問合せ	こども政策課こども政策係・各支所市民係		

福祉医療費給付金制度(妊産婦)

妊産婦が医療機関などで保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成を受けられます。所得による制限はありません。

※給付を受けるには、受給者証の交付を受ける必要があります。

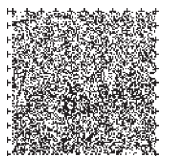
申請に必要なもの (受給者証交付申請)	●申請書(国保医療課・各支所に所定の様式あり) ○マイナ保険証または資格確認書 ○母子手帳 ○通帳など振込先のわかるもの
対象期間	母子手帳の交付月から出産(流産・死産含む)の翌月末まで
給付内容	1か月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに500円を超えた自己負担があった場合に助成(ただし、高額療養費、付加給付、他の法令などにより給付されるもの、入院時の食事療養費、福祉医療費給付事業の受給者負担金を除く)
申請・問合せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係

福祉医療費給付金制度(子ども)

満18歳の年度末までの児童が医療機関などで保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分の上限が500円までとなる現物給付を受けられます。所得による制限はありません。

※給付を受けるには、受給者証の交付を受ける必要があります。

申請に必要なもの (受給者証交付申請)	●申請書(国保医療課・各支所に所定の様式あり) ○マイナ保険証または資格確認書 ○通帳など振込先のわかるもの
給付内容	1か月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに医療機関(病院・薬局など)窓口での支払いが500円まで
申請・問合せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係



未熟児養育医療

出生時の体重が2,000g以下、または体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関に入院して未熟な状態を改善するための医療を受けるときに、その医療費を助成します。

対象者	出生時体重が2,000g以下、または体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児
対象となる費用	入院中の診察・処置・看護・薬剤または治療材料・食事療養費・移送費
手続に必要なもの ●は、国保医療課・各支所に所定の様式があります。	●養育医療給付申請書 ●養育医療意見書(医師が記入) ●養育医療委任状兼同意書 ○資格確認書または資格情報のお知らせ(扶養者のものでも可) ○世帯全員の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 ○住民税課税証明書(個人番号による税情報の照会に同意しない方)
申請・問合せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係

助産施設入所事業

窓口:こども家庭支援課

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で出産することが困難な妊婦の方に対して、助産施設における出産費用を助成します。

※所得により自己負担となる場合または利用できない場合がありますので、事前にご相談ください。

施設名	所在地	電話番号
浅間総合病院	岩村田1862-1	67-2295
佐久総合病院 佐久医療センター	中込3400-28	62-8181

佐久地域休日小児科急病診療センター事業

窓口:健康づくり推進課・浅間総合病院

日曜、祝日および年末年始(12/31~1/3)の午前中(受付時間は午前8時30分から正午まで)、市立浅間総合病院内において、佐久医師会などの協力により小児科の初期救急患者の診療を行います。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

窓口:国保医療課 国保年金係

国民年金第1号被保険者の方で、平成31年2月1日以降に出産された方は、届出により、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

また、「保険料免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。届出の際には、母子手帳および、基礎年金番号がわかるものを持参ください。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含みます)。

産前産後期間の国民健康保険税の免除

窓口:国保医療課 国保年金係

国民健康保険被保険者の方で、令和5年11月1日以降に出産された方は、届出により、国民健康保険税のうち、産前産後期間の所得割額と均等割額が免除されます。

届出の際には、母子健康手帳などの出産予定日または出産日が確認できる書類、国民健康保険の資格が分かる書類、世帯主および出産被保険者の個人番号が確認できる書類を持参ください。

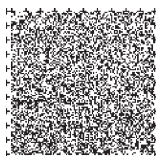
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含みます)。

2 子育てサロン・つどいの広場

窓口:こども政策課

子育てサロン事業

就学前の児童とその保護者が、遊びを通して交流や育児不安の解消を図る場です。市内の児童館で、小学生が来館しない午前中を利用して巡回実施しています。子育てに関する悩みの相談にも応じています。



対 象 者	就学前の児童と保護者
内 容	親子遊び・子育て相談・育児講座(歯科・音楽、運動遊び)・散歩など
申 込 み	自由来館制(どこの会場でも、何回でも参加可能)

つどいの広場事業

乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、子育て親子の交流ができる場を提供しています。また子育て専門相談員を配置し、子育てに関する悩みの相談にも応じています。

申込みは不要で、都合の良い時間帯に利用できます。

※年未年始は休館です。

会 場	開館時間	開 館 日
野沢「つどいの広場」	午前9時～午後4時	月・火・水・金・土・日曜日・祝日
あさしな保育園「つどいの広場」	午前9時～午後2時	月・水・金曜日
もちづき保育園「さくらんぼ広場」	午前9時～午後2時	月・火・水・木曜日
うすだ健康館「つどいの広場」	午前9時～午後2時	月・水・木・金曜日
中佐都児童館内「つどいの広場」	午前9時～正午	月・火・水・木曜日

*育児講座(親子ヨガ、ベビーダンス、絵本、わらべうたなど)も開催しています。

3 ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助を受けたい者(利用会員)と育児の援助を行いたい者(支援会員)を組織化し、相互援助活動を実施しています。

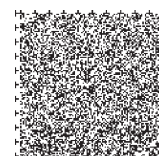
利 用 料 金	児童1人1時間当たり800～1,100円
利 用 時 間	午前6時～午後8時まで(最大)
問 合 せ	佐久市社会福祉協議会福祉係 ☎77-7486

4 子育てなんでも相談室(利用者支援事業)

窓口:こども政策課

子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、当事者目線の寄り添い型の支援をワンストップで提供する「子育てなんでも相談室(利用者支援事業)」を実施しています。子育てコーディネーターが子育てに関する様々な支援を行います。

対 象 者	妊娠中の方および18歳までの児童(主に就学前児童)を持つ保護者など
内 容	児童や保護者などが、保育・教育・保健その他の子育て支援事業を利用しやすくなるように一緒に考え、情報提供や相談・助言・施設の利用調整などを行います。また、孤立家庭などに対する積極的な支援として、家庭訪問による届ける育児支援を実践し、育児不安の軽減を図ります。
相談日・時間	月・火・水・金・土・日曜日・祝日(年未年始は除く) 午前9時～午後4時
場 所	野沢「つどいの広場」
問 合 せ	☎77-7494



保育所などの入所について

保育所などは、保護者が仕事や病気などのため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する施設です。

入所できる要件	児童の保護者および同居親族が次のいずれかの状態にある場合、保育の必要性の認定を受けて保育所などに入所できます。 ①居宅内外で労働していることを常態としていること ②母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと(予定日の属する月の前後2か月を限度) ③保護者が疾病にかかり、または負傷し、もしくは精神または身体に障がい有していること ④長期にわたり疾病の状態にあり、もしくは精神または身体に障がい有する同居の親族を常時介護していること ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑥求職活動を行っていること(3か月を限度) ⑦就学中であること ⑧虐待やDVの恐れがあること ⑨育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること ⑩上記に掲げるもののほか、市長が上記に類すると認める状態にあること			
保 育 時 間	平日・土曜日:保育短時間の場合…原則、午前8時～午後4時(8時間) 平日・土曜日:保育標準時間の場合…開所時間から最大11時間まで			
保 育 料	3歳未満児の保育料は、保護者などの前年度および当該年度の住民税額により決定します。ただし、一部保育料が下記のとおり減額または免除されます。			
	世帯における子どもの出生順	第1子	第2子	第3子
	1 年収の少ない世帯(約360万円)	半額	無料	無料
	2 上記以外の世帯	なし	半額	無料※1
	※1 平成28年度から佐久市の独自事業として第3子以降の子どもの保育料完全無料化を実施 ※2 上記以外にひとり親世帯等に対する減額または免除あり			
副 食 費	3歳以上児については、保育料は無料ですが、副食費4,900円の負担があります。(ただし、年収360万円未満相当世帯の児童については免除)			
申 請 ・ 問 合 せ	こども政策課・各支所健康福祉係			

広域入所

佐久市内にお住まいで、保護者の勤務の状況により市内の保育所などへの通園が困難な場合、市外の保育所などに入所を希望することができます。

※他市町村との利用調整が必要となるため、事前に相談ください。

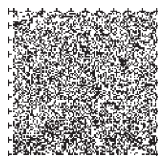
長時間保育(延長保育)

保護者の勤務の都合などで、保育利用時間を超えて保育が必要な児童を保育します。

- ・ 保育短時間の場合…開所時間から午前8時までと午後4時から閉所時間まで
- ・ 保育標準時間の場合…認定保育時間後から閉所時間まで

※原則として保育利用時間別に別途申込みおよび延長保育料が必要となります。

※開所・閉所時間は、45ページ「保育所等一覧表」をご覧ください。



乳児保育(0歳児保育)

乳児(0歳児)保育では、おおむね生後4か月からの乳児を保育します。
利用を希望する場合は、事前にご相談ください。
※実施保育所などは、45ページ「保育所等一覧表」をご覧ください。

障害児保育

保育が必要な児童のうち、集団保育が可能な障がいのある児童を保育します。
入所にあたっては、保護者、保育所、保健師、児童相談所などと相談しながら、児童の障がいに沿った保育サービスを提供します。

一時保育事業

保護者の緊急または臨時的な事情により、保育を必要とする児童を保育所などで一時的に保育します。
保育期間:1か月のうち12日程度を限度とします。
※利用を希望する場合は、45ページ「保育所等一覧表」にある実施保育所などにお問合せください。

保育料(年齢は当該年度4月1日を基準とします)(1回当たり)

		3歳以上児	3歳未満児
一	日	900円	2,000円
半	日	450円	1,000円
給	食	日額400円(乳幼児ミルクなどを持参の際などは不要の場合あり)	

休日保育

日曜・祝日などに、保護者の勤務などにより保育を必要とする児童を保育します。
希望する方は、事前に現在通所している保育所などに相談ください。

実施保育所:岩村田保育園・岸野保育園・ひまわり保育園

保育料(年齢は当該年度4月1日を基準とします)

		3歳以上児	3歳未満児
4	時	900円	2,000円
4	時	450円	1,000円

※条件によっては無料になる場合があります。詳細は実施保育所にお問合せください。

病児・病後児保育

病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、保護者のやむを得ない事情により保育を必要とする児童を保育します。

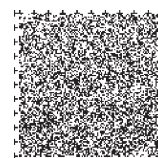
希望する方は、事前に実施施設に相談ください。

実施施設 病児保育:浅間総合病院 病後児保育:岸野保育園

※利用できる児童:満1歳から就学前までの児童

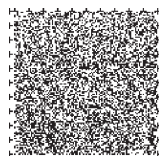
保育料(年齢は当該年度4月1日を基準とします)

区	分	3歳以上児	3歳未満児
午前	8時～正午	450円	1,000円
正午	～午後4時	450円	1,000円
午後	4時～午後6時	30分につき75円	
給	食	日額400円(乳幼児ミルクなどを持参の際などは不要の場合あり)	



保育所等一覧表

		施設名	定員	所在地	電話番号	一時保育	乳児保育	開所時間	閉所時間
保育所	公立	泉	140	三塚 300-2	62-1259		○	7:30	19:00
		大沢	45	大沢 789-1	62-1128		○	7:30	19:00
		城山	160	平賀 4195	78-3691		○	7:30	19:00
		東	120	新子田 880-2	67-2271		○	7:30	19:00
		平根	100	上平尾 847-3	67-2094		○	7:30	19:00
		岩村田	150	岩村田 5088	67-2281		○	7:30	19:00
		中佐都	130	塚原 787-1	67-3419		○	7:30	19:00
		高瀬	90	鳴瀬 1371	67-2155		○	7:30	19:00
		切原	50	中小田切 96	82-2180	○	○	7:30	19:00
		田口	90	田口 3117	82-2602	○	○	7:30	19:00
		青沼	50	入沢 232-	82-3110	○	○	7:30	19:00
		あさしな	150	御馬寄 715-1	51-5005	○	○	7:30	19:00
		もちづき	170	協和 7430-1	54-7430	○	○	7:30	19:00
		私立	岸野	170	伴野 1792-1	63-0123	○	○	7:00
野沢	90		取出町 491-2	62-0634		○	7:30	19:00	
聖愛	130		原 267-1	62-1208	○	○	7:30	19:00	
臼田	80		臼田 2126-8	82-2332	○	○	7:30	19:00	
里曲	45		三分 237-1	82-4523	○	○	7:30	19:00	
佳里	120		下小田切 51-1	82-5269	○	○	7:30	19:30	
ひまわり	60		瀬戸 1177-13	62-6495		○	7:15	19:15	
認定こども園	公立	中込認定こども園	160	中込 1丁目 10-2	R8年4月開園予定	○	○	7:30	19:00
	私立	岩村田北保育園	175	岩村田 3606-9	68-3030	○	○	7:30	19:30
		小雀保育園	237	岩村田 15-10	67-2287	○	○	7:00	19:00
		信学会佐久幼稚園	415	猿久保 232	67-1508		○	7:30	19:00
		ねねいふたば	90	根々井 197-1	78-3778		○	7:00	19:00
		信学会佐久南幼稚園	90	湯原 11-1	85-1155		○	7:30	18:30
		ISN 佐久切原キャンパス	97	中小田切 100-1	R8年4月開園予定		○	7:30	19:00
		浅科幼稚園	60	甲 1181-8	58-2112	○	○	7:30	19:00
保育事業所 小規模	私立	岩村田北保育園分園 おひさまの森	0~2歳児 19人	岩村田 3150-1	67-0325		○	7:30	18:30
		小雀保育園分園 ひかりの子	0~2歳児 19人	岩村田 1165-4 岩陸ビル 1階	R8年4月開園予定		○	7:30	18:30
		スクルドエンジェル保育園佐久岩村田園	0~2歳児 19人	岩村田 5510-1	77-7553		○	7:00	19:00



地域の子育て支援ネットワークの核として地域の子育て支援拠点にふさわしい児童館の多機能化を図っています。

児童館運営事業(小学生)

※現在、利用時間および休館日の見直しを行っています。詳細については、決定次第別途お知らせします。

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進することや完全学校週5日制の児童の受け皿として、また、働きながら子育てをする方の生活支援のために、児童館運営事業を実施しています。

利用対象	市内に住む、または市内の小学校に通う小学校1年生～6年生
開館時間	平日(公立小学校の授業のある日)の正午から午後7時まで 公立小学校の長期休業日、土曜日、祝日は午前7時30分から午後6時まで (年未年始は除く)
その他	自由来館制 無料

日曜開館(小学生)

保護者の就労形態の多様化から、児童の日曜の居場所づくりのため、下記の児童館で日曜開館を実施しています。

開館児童館	野沢児童館
開館時間	午前8時～午後6時(年未年始は除く)
その他	自由来館制 無料

特別支援学校児童の受入

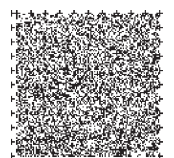
特別支援学校の児童に遊びや活動の場を提供し、その保護者の子育てを支援するために、下記のとおり、児童館で特別支援学校の児童の受入を実施しています。

利用対象	特別支援学校の小学部	特別支援学校の中学部・高等部
開館児童館	利用希望の児童館(要相談)	中佐都(土曜日)・野沢(日曜日) (要相談)
受入日	平日及び特別支援学校の休業日(日曜除く)	特別支援学校の休業日 ※年未年始は除く
開館時間	平日:放課後～午後7時 休業日:午後2時～午後4時	午後2時～午後4時
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・無料 ・利用希望者は利用を希望する日の1ヵ月前までにこども政策課へ申し込んでください。こども政策課から、希望児童館と調整を行い、結果を連絡します。 ・利用の際は、保護者または保護者が依頼したヘルパーの付添いが必要です。 ・中学部・高等部の生徒で、上記の開館児童館以外の児童館や曜日を希望する場合は、こども政策課に相談してください。 	

午前中開放(就学前児童)

就学前の児童とその保護者を対象に、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として、下記の児童館で午前中開放事業を実施しています。

実施児童館	岩村田・泉・平根・佐久平浅間
利用時間	平日の午前10時から正午まで(公立小学校の授業のある日)
その他	自由来館制 無料



家庭児童相談事業

児童の性格・生活習慣・学校生活・非行・家族環境での養育問題について、児童館長(家庭児童相談員を兼務)が来館した保護者の子育て相談にあたります。

※詳細は2ページ《相談支援窓口》家庭児童相談室を参照ください。

児童館一覧表

児童館名	所在地	電話番号
岩村田	岩村田2957-1	67-8633
佐久平浅間	長土呂1288-1	67-7719
小田井	小田井923-16	65-7151
中佐都	塚原815-1	65-8565
高瀬	鳴瀬1378-1	68-8113
野沢	取出町455-1	77-7494
泉	三塚282-3	62-3508
岸野	伴野1474-2	63-0511
中込	中込484-1	62-7234
佐久城山	平賀5332-2	63-9500
平根	上平尾953-7	67-2030
東	新子田897-1	65-8238
下越	下越248-12	82-1212
田口	田口2955	82-7800
青沼	入沢233-2	82-1151
切原	湯原30-4	82-7878
白田	白田559-1	82-1180
あさしな	御馬寄715-2	58-1150
望月	協和5267-2	53-1155

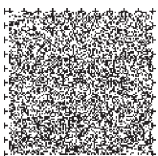
7 子育て支援短期入所事業

窓口:こども家庭課

児童の保護者が病気や出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで児童の養育が一時的に困難になった場合、一時的に児童養護施設などでお預かりして、家庭における子育てを支援する事業です。

利用にあたっては、課税状況により1泊あたりの利用料金が変わってきます。また、児童の状況や、施設の空き状況によってはお預かりできない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象児童	市内に居住する18歳未満の児童
利用期間	7日以内



ひとり親家庭等支援

1 手当・医療

児童扶養手当(母子等)

窓口:こども政策課・各支所健康福祉係

父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに、児童扶養手当を支給します。

対象児童数	全部支給(月額)	一部支給(月額)※所得に応じて
1人(本体額)	48,050円	48,040円~11,340円
2人以降 (加算額)	ひとり増加するごとに加算 11,350円	ひとり増加するごとに加算 11,340円~5,680円

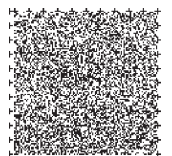
※所得が一定の額を超える場合は、手当の一部または全部が支給されません。公的年金を受給している場合には、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受ける方について、その差額分の手当を受けることができます。

福祉医療費給付金制度(ひとり親家庭等)

母子家庭の母子、父子家庭の父子などで所得制限以内の方が医療機関などで保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成を受けられます。

※給付を受けるには、受給者証の交付を受ける必要があります。

対象者	<p>母子家庭の母子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のない女子およびこれに準ずる方で、18歳未満の児童または18歳以上20歳未満の高等学校などに在学中の方を扶養している方およびその方の扶養する児童など ・ 父母のいない18歳未満の児童または18歳以上20歳未満の高等学校などに在学中の方 <p>父子家庭の父子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者のない男子およびこれに準ずる方で、18歳未満の児童または18歳以上20歳未満の高等学校などに在学中の方を扶養している方およびその方の扶養する児童など
申請に必要なもの (受給者証交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書(国保医療課・各支所に所定の様式あり) ○マイナ保険証または資格確認書 ○通帳など振込先のわかるもの ○所得課税扶養証明書 (1月1日以降の転入者のみ・18歳以上の同居家族全員分)
給付内容	<p>1か月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに500円を超えた自己負担があった場合に助成(ただし、高額療養費、付加給付、他の法令などにより給付されるもの、入院時の食事療養費、福祉医療費給付事業の受給者負担金を除く)</p> <p>※満18歳の年度末までの児童については、40ページの「福祉医療費給付金制度(子ども)」と同じ給付内容</p>
申請・問合せ	国保医療課医療給付係・各支所市民係



低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成事業

低所得世帯に属する妊婦が、妊娠判定のため、初めて医療機関等を受診した費用について助成します。

対 象 者	初回の産科受診日において、市内に住所を有する住民税非課税世帯または生活保護受給世帯に属する妊婦 ※保険診療は、対象外
対 象 経 費	妊娠判定に要した費用(診察・尿検査・超音波検査等)
申請に必要なもの	○母子手帳または妊娠届出書 ○初回産科受診をした医療機関等が発行する領収書及び明細書(原本) ○妊婦本人名義の口座が確認できる書類の写し(通帳等)
補 助 金 額	1回の妊娠につき上限額10,000円(実際の支払額と比較し、低い金額)
申 請 ・ 問 合 せ	こども家庭支援課母子保健係

2 就業・自立生活支援

就業支援員

配置場所:上田保健福祉事務所(上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7123)

個々の母子家庭・父子家庭の状況に応じ、適切な助言を行います。

就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、職業安定所と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供します。

ひとり親家庭就業支援講習会

窓口:こども政策課

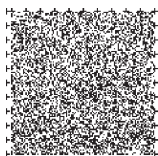
就業に必要な技能の習得や資格取得を目的としたパソコン講習会を開催します(県で実施)。

自立支援教育訓練給付事業

窓口:こども政策課

教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う者に対して、教育訓練終了後「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

支 給 対 象 者	・市内に居住する父子家庭・母子家庭の父または母 ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方であること。
対 象 講 座	雇用保険の一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付または専門実践教育訓練給付の対象となる講座(受講希望者は、あらかじめ市の承認を受けること)
支 給 額	受講料(1万2千円以上のもの)の一部(対象講座により上限は異なり、雇用保険法の教育訓練給付制度の受給者は、給付額との差額を支給)



高等職業訓練促進給付金事業

窓口:こども政策課

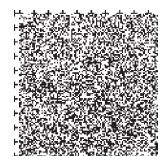
6か月以上養成機関で修業する場合の生活の負担軽減を図るため、一定期間「高等職業訓練促進給付金」を支給します。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する父子家庭・母子家庭の父または母で、就労または育児と修業の両立が困難であり、就職に有利な資格取得を目的に、養成機関の講座を修業し、対象資格の取得が見込まれる方(市に事前相談が必要) ・児童扶養手当支給対象者またはそれに準ずる所得水準の方 	
対象資格	介護福祉士、看護師、保育士、美容師など	
支給額	修業期間の全期間(ただし4年間を上限) ①高等職業訓練促進給付金:住民税非課税世帯は月額 100,000円 (最終年は40,000円加算) 住民税課税世帯は月額 70,500円 (最終年は40,000円加算) ②高等職業訓練修了支援給付金:住民税非課税世帯 50,000円 住民税課税世帯 25,000円	

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母もしくは父、またはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象講座を受講する受講費の一部を助成します。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する父子家庭・母子家庭の父または母で20歳未満の児童などを養育している方、または、その子で、高等学校を卒業していない方および大学入学資格検定・高等学校卒業程度認定試験に合格していない方 ・高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象者でない方 ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方であること。 		
対象講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む) (受講希望者は、あらかじめ市の承認を受けること)		
支給額	通信制の場合	通学及び通信併用の場合	
	受講開始時	①受講費用の4割 (上限10万円)	①受講費用の4割 (上限20万円)
	修了時	②受講費用の5割 (①②合わせて上限12.5万円)	②受講費用の5割 (①②合わせて上限25万円)
合格時※	③受講費用の1割 (①②③合わせて上限15万円)	③受講費用の1割 (①②③合わせて上限30万円)	
問合せ	※受講終了日から起算して2年以内に全科目合格したとき こども政策課		



3 貸付

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

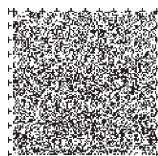
窓口:こども政策課

配偶者のない母子・父子で現に児童(20歳未満)を扶養している者もしくは寡婦または母子・父子福祉団体に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉の増進に寄与するため、資金の貸付を行います。

貸付の種類	貸付内容	措置期間	償還期間	年利率
事業開始資金	個人・団体が事業を開始するのに必要な資金	1年	7年以内	無利子 または 1%
事業継続資金	個人・団体が現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金	6か月	7年以内	
修学資金	高等学校 高等専門学校 短期大学 大学 大学院 専修学校(高等・専門・一般) における修学のために必要な資金	学校卒業後 6か月	20年以内 ・高校 ・高専 ・短大 ・大学 ・大学院 ・専修 (高等・専門) 5年以内 ・専修 (一般)	無利子
修業資金 各種学校	就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得のために必要な資金	知識技能習得後1年	20年以内	無利子 または 1%
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学への入学または修業施設への入所に必要な資金	学校卒業後 6か月	20年以内	
技能習得資金	自ら事業を開始し、または就職する際の、自動車運転免許取得などの知識技能の習得に必要な資金	知識技能習得後1年	20年以内	
生活資金	医療介護中、失業中、技能習得期間中などの生活維持のために必要な資金	貸付期間満了後6か月	5年～ 20年以内	
医療介護資金	医療・介護保険給付に係るサービスを受けるために必要な資金	医療期間満了後6か月	5年以内	
就職支度資金	就職に際し、通勤用自動車や被服などの購入に必要な資金	1年	6年以内	

※貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件などの条件がありますので、詳しくはお問合わせください。また、貸付までに時間を要しますので、余裕をもった申請をしてください。

※年利率については、連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1%となります。



高齢者支援

1 生きがい対策

シルバー人材センター

取出町183(佐久市振興公社ビル1階) ☎62-1786

60歳以上を会員の対象とし、高齢者の生きがい対策、就業対策として、受注した軽易な仕事を提供します。

2 生活支援

日常生活用具貸与

低所得世帯に属する在宅の高齢者などの日常生活を援護するため、生活用具を貸与します。

貸与用具	車いす
対象者	おおむね65歳以上の高齢者で、日常生活において車いすを必要とする方 (利用する方の住民税について所得割を課せられていないこと)
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

ひとり暮らし高齢者緊急通報

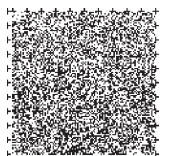
緊急時における援護を迅速に行うため、通報装置を設置し、安心して生活できる環境を整備します。

対象者	65歳以上のひとり暮らしの方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
自己負担額	月500円(固定電話回線タイプ)、月1,000円(携帯電話回線タイプ)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

訪問理美容サービス

理美容店に出向くことが困難な在宅で介護を受けている高齢者に対して、理容師または美容師が居宅へ訪問し理美容サービスを行います。

対象者	住民税非課税世帯に属するおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護度3以上に該当する方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり) ○介護保険者証
内容	訪問理美容に係る出張経費を市が負担(年度内最高4回まで)
自己負担額	理美容業者が定める理美容料金
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係



高齢者外出支援サービス

公共交通機関を利用することが困難な高齢者に、「通院」、「買物」、「公共機関における手続等」のための移送の支援を行います。

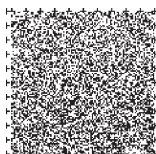
対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の方で、次の要件の全てを満たす方 ①要支援・要介護認定者、身体障害者等、肢体不自由その他の障害を有する方 ②住民税非課税世帯に属する方 ③公共交通機関の利用が困難な方 ④親族等の支援が受けられない方
申請に必要なもの	●申請書（高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり）
利 用 回 数	片道利用を1回として月4回まで
自 己 負 担 額	1回当たり500円
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

高齢者にやさしい住宅改良促進事業

※改修工事を行う前に申請が必要です。

高齢者が在宅で生活できるよう、常時使用する居室、浴室、台所、トイレ、洗面所などを改良する場合に補助します。

対 象 者	次の要件の全てを満たす方 ・ 65歳以上で下記①または②に該当する方 ①身体障害者手帳1級から3級までの方 ②介護保険において要支援1から要介護5までの認定を受けた方 ・ 前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属する方
申請に必要なもの ●は、高齢者福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○工事箇所の写真 ●事業実施計画書 ○見積書 ○平面図
補助対象上限額	70万円
自 己 負 担 額	補助対象額の1割
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係



家庭ごみ収集支援

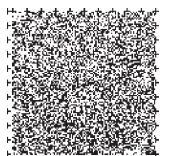
高齢者世帯で、身体的機能の低下により家庭ごみの搬出が困難な世帯に対し、収集支援を行います。

対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯に属し、世帯全員が下記①または②に該当する状況で、家族などの支援が受けられない方 ①要介護3以上の方 ②次のいずれかの疾病がある方 ・脳血管疾患後遺症(マヒ)・関節リウマチ・パーキンソン病 ・重度股関節疾患又は重度膝関節疾患・視覚障害(全盲または重度弱視) ・重度呼吸器疾患 ・認知症(認知症高齢者の日常生活自立度が3ランク以上の方) ・その他上記に類する疾病
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
自己負担額	1回100円
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

粗大ごみ収集支援

高齢者世帯で、身体的機能の低下により粗大ごみの搬出が困難な世帯に対し、収集支援を行います。

対 象 者	家庭ごみ収集支援と同じ
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
自己負担額	無料(税込1万円までの運搬手数料) ※1回の回収につき税込1万円を超えた分の運搬手数料、および粗大ごみの処分手数料は、個人負担となるので、別途、佐久シルバー人材センターへの支払いが必要
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係



生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホームへの短期入所により、一時的に在宅生活が困難な高齢者の生活支援を行います。

対 象 者	おおむね65歳以上で、一時的に在宅生活が困難である高齢者
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
利 用 期 間	原則7日間
自 己 負 担 額	1日当たり1,839円(食費込)
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

高齢者生活支援ハウス

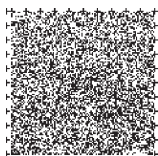
居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、一時的に入居できる施設を提供します。

対 象 者	おおむね65歳以上で、要介護認定を受けておらず、自宅で生活することが困難な状況であると入居判定会議において認められた方
申請に必要なもの ●は、高齢者福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○住民票 ○戸籍謄本 ○所得証明書 ○医師診断書
自 己 負 担 額	本人の収入額により、月額0円～50,000円 (光熱水費および食費は実費負担) (退去時には退居費用が必要)
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

要介護高齢者福祉施設入所措置

在宅生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームに入所措置を行います。

対 象 者	65歳以上で、環境上の事情および経済的事情により居宅において養護を受けることが困難であると入所判定委員会において認められた方
申請に必要なもの ●は、高齢者福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○戸籍謄本
施 設 名	うすだコスモ苑……臼田86 佐 久 良 荘……望月285-2 静 山 荘……軽井沢町大字追分1710-1
自 己 負 担 額	本人の収入額に応じて算出
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係



3 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態または要支援状態になることを予防し、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する事業です。

介護予防・生活支援サービス事業

通所型サービス

介護予防を目的として、日常生活上の支援および機能訓練を行います。

対象者	・要介護認定で要支援1・2に相当する方 ・事業対象者と判定された方
自己負担額	所得に応じ1割～3割を負担
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係・地域包括支援センター(2ページ「地域包括支援センター」をご覧ください)

訪問型サービス

介護予防のためのサービス(身体介護・生活援助)を行います。

対象者	・要介護認定で要支援1・2に相当する方 ・事業対象者と判定された方
自己負担額	所得に応じ1割～3割を負担
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係・地域包括支援センター(2ページ「地域包括支援センター」をご覧ください)

一般介護予防事業

75歳・80歳おたっしや訪問事業

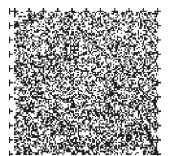
医療専門職が自宅を訪問し、健康状態や生活状況の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行います。

対象者	本年度中に75・80歳を迎える、介護保険の認定を受けていない方 ※対象者には誕生日前後に通知を送付し、電話により訪問日時を調整
問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

はつらつ音楽サロン

音楽により右脳を刺激し、脳を活性化するため、音楽に触れ合う機会を提供します。

対象者	65歳以上の方で、見守りや介助を必要としない方(見守りや介助が必要な方も、付き添いの方がいれば参加可能)
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係



ほねぶと健康クラブ

転ばない身体づくりのため、健康チェック・転倒予防のための運動指導を行います。

対 象 者	65歳以上の方で、見守りや介助を必要としない方
自 己 負 担 額	1,000円
問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

健康講話・健康相談

健康づくりやフレイル予防への関心を高めるため、地区サロンなどの通いの場へ専門職が出向き、健康講話や健康チェック、健康相談を行います。

※日程などは事前に電話でご相談ください。

対 象 者	おおむね65歳以上の方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

栄養相談

栄養士による個別相談を行います。

※日程などは事前に電話でご相談ください。

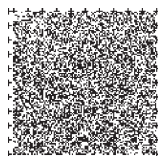
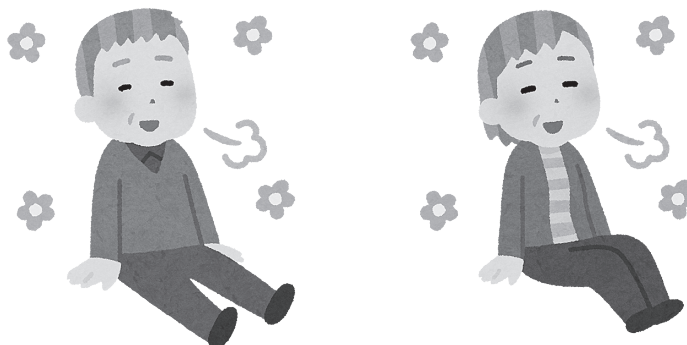
対 象 者	おおむね65歳以上の方
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

お出かけリハビリテーション

介護予防の普及のため、公民館などにおいて、運動指導を行います。

※日程などは事前に電話でご相談ください。

対 象 者	おおむね65歳以上の方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係



おでかけ栄養教室

食や栄養に関する知識の普及、関心の向上を図るため、公民館などに栄養士が出向き、栄養講話や調理実習を行います。

※日程などは、事前に電話でご相談ください。

対 象 者	おおむね65歳以上の方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

低栄養・生活習慣病重症化予防指導

生活習慣病の重症化や低栄養による要介護状態への移行を予防するため、健康診断の結果から、主に低栄養の方、高血圧・糖尿病の未治療者およびコントロール不良の方、慢性腎臓病(CKD)の疑いのある方を対象に、電話や訪問などで保健指導を実施します。

対 象 者	低栄養の方、高血圧・糖尿病の未治療者およびコントロール不良の方、慢性腎臓病(CKD)の疑いのある方など
問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

介護予防用品貸出事業

介護予防活動の推進のため、自動血圧計、体力測定器具、ぴんころ長寿いろはかるたなどの介護予防用品の貸出を行います。

対 象 者	市内にお住まいの方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

健康長寿体操推進

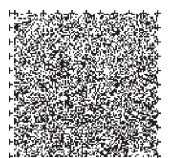
高齢者の健康づくりのため、健康長寿体操の指導を行います。また、健康長寿体操のCDの貸出・配布やDVDの貸出を行います。

対 象 者	市内にお住まいの方(市外にお住まいの方は要相談)
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

お達者応援団育成塾

介護予防についての知識を学び、地域に伝達できる方を育成します。

対 象 者	介護予防の活動に興味がある方
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係



4 認知症関連施策

認知症講演会

認知症に対する知識の普及や理解を深めるため、医師などによる講演会を開催します。

対 象 者	市内にお住まいの方(市外にお住まいの方は要相談)
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

脳健康度測定事業

脳健康度を測定し、脳の活性化に関する講話を行います。

対 象 者	65歳以上の方で介護保険の認定を受けておらず、かつ認知症の診断を受けていない方
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

脳いきいき健康教室

脳の活性化や筋力向上につながるトレーニングやレクリエーションを行います。

対 象 者	65歳以上の方で介護保険の認定を受けておらず、かつ認知症の診断を受けていない方
申込み・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る人材育成のための講座を開催します。

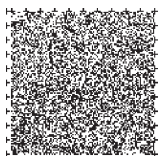
※日程などは事前にご相談ください。

対 象 者	市内にお住まいの方またはお勤めの方
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり)
申請・問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

認知症初期集中支援推進事業

専門職が訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとについて状況を確認し、適切な医療・介護サービスにつなぐなどの初期支援を集中的(おおむね6か月間)に行います。

対 象 者	40歳以上の認知症または認知症が疑われる方
問 合 せ	地域包括支援センター(2ページに掲載) 高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

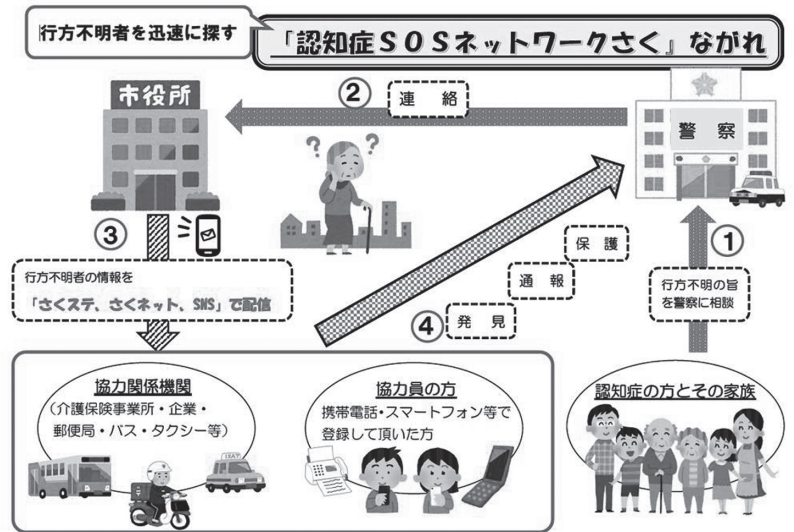


認知症SOSネットワークさく

認知症の方が行方不明になった際に、警察だけでなく、地域の皆さんや各種事業所・団体・企業などの関係機関が協力して、速やかに行方不明者を発見・保護し、その後の相談につなげるしくみです。

佐久市情報配信サービス「さくステ、さくネット、佐久市公式SNS」の「その他緊急情報(行方不明者の情報提供など)」の配信を利用して、高齢者を地域で支える体制づくりを推進しています。

※佐久市の情報配信サービスの利用については、下記のQRコードから自分が利用しやすいやり方で情報収集しましょう。



※通知が届いたら、近くに配信情報に似た方がいないか確認をお願いします。

●お願い

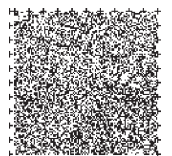
- ① 行方不明者に関する情報を受信した際は、それぞれの団体や登録者の対応可能な範囲で捜索に協力ください。
- ② 地域で様子が気になる高齢者などを見かけた場合、『ゆっくりやさしく』声をかけ、警察に連絡し、家族などが到着するまで付き添ってください。
- ③ 発見・保護した場合は、速やかに 佐久警察署 生活安全課に電話をしてください(☎68-0110)

5 家族介護支援

オレンジカフェ座談会

介護の負担を軽減するため、認知症の介護相談や介護者同士の情報交換の機会となる座談会を行います。

対象者	若年性認知症を含めた認知症の方およびその家族・地域の方・専門職など
問合せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係



佐久市高齢者見守り支援サービス(GPS端末補助)事業

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者の在宅での安全や、その親族の経済的負担の軽減を図るため、位置情報探査システム(GPS)の購入及び利用料の一部を助成します。

対 象 者	認知症と診断されている、認知症高齢者等情報票を作成している、またはそれに相当する方を在宅で介護している方。 なお、介護者・被介護者がともに市内に住所を有し、市税、介護保険料などの滞納がないこと。
申請に必要なもの	●申請書(高齢者福祉課・各支所に所定の様式あり) ○領収書の写し ○契約書の写し ○月額基本料金が分かるものの写し
助 成 額	①と②の合計額 ①初期費用の2分の1以内(25,000円を上限)の額 ②月額基本料金の2分の1の額(2,000円を上限)(12か月分を上限)
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

認知症地域支援推進員配置事業

認知症の人やご家族等への相談支援業務やその方を取り巻く医療・介護等の支援体制の構築を行う「認知症地域支援推進員」が、認知症の方や家族が適切な支援を受けられるよう、介護・医療関係者との連携を図りながら、相談支援などを行います。

対 象 者	認知症の方・家族、介護や医療に携わる専門職、市民など
問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

6 医療関連支援

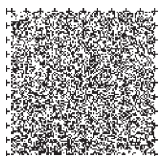
在宅要介護者等歯科保健推進事業

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①在宅要介護者等訪問歯科健診 | } 36ページをご覧ください。 |
| ②在宅要介護者等歯科相談 | |
| ③在宅要介護者等訪問歯科指導 | |

インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン定期接種

下記の対象者の方にインフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン予防接種を実施します。

対 象 者	65歳以上の方 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスの疾病により身体障害者手帳1級の交付を受けている方
自 己 負 担	一部あり(自己負担免除の場合は事前申請が必要)
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課保健予防係



带状疱疹ワクチン定期接種

下記の対象者の方に带状疱疹ワクチン予防接種を実施します。

対 象 者	当該年度において、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、身体障害者手帳1級をお持ちの方
自 己 負 担	一部あり（自己負担免除の場合は事前申請が必要）
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課保健予防係

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種

下記の対象者の方に高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。

対 象 者	接種当日に65歳の方 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスの疾病により身体障害者手帳1級の交付を受けている方
自 己 負 担	一部あり（自己負担免除の場合は事前申請が必要）
申 請 ・ 問 合 せ	健康づくり推進課保健予防係

7 その他の高齢者支援

成年後見制度利用支援

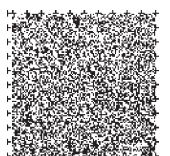
老人福祉法の規定に基づき、後見開始などの審判請求および利用者支援を行います。

対 象 者	身寄りのない高齢者で、かつ認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分で日常生活に支障がある方
自 己 負 担 額	本人の収入・財産などに応じて算出
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者支援係・各支所健康福祉係

介護用品給付事業

要介護認定者を在宅介護している住民税非課税世帯の介護者を対象に、紙おむつなどの介護用品を給付し、介護者の生活支援を行います（給付限度額以内での現物給付）。

対 象 者	住民税非課税世帯の介護者で、下記の全てに該当する方を介護している方 ・住民税非課税世帯の方 ・介護保険(要介護1～5)の認定を受けている方 ・在宅で介護を受けている方
申請に必要なもの ●は、高齢者福祉課・各支所に所定の様式があります。	●申請書 ●在宅での介護期間の証明書 ○介護用品取扱業者の見積書
申 請 ・ 問 合 せ	高齢者福祉課高齢者事業係・各支所健康福祉係

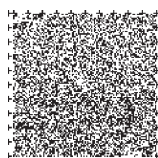
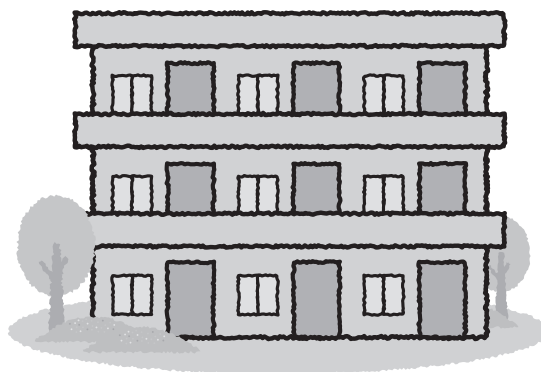


その他

市営住宅

市営住宅は、収入が少ないなどの理由で住宅に困窮する方に、住まいを提供することを目的として建設された住宅です。低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を目指しています。

申込み要件	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族があること(障がいのある方や、60歳以上の方などは単身での申込みが可能な住宅もあります。) ・世帯の収入が法に定める額を超えていないこと ・住宅に困窮していること ・市内に居住しているか、勤務先が市内にあること ・市税などの滞納がないこと ・入居申込者および同居予定者が暴力団員でないこと <p>※小学校就学前の児童がいる世帯、高齢者と18歳未満の児童のみで構成された世帯、障がい者世帯などは、申込みの際の収入要件が緩和されます。</p>
申込み	<p>公募</p> <p>※定期的に入居者の募集を行っていますので、市広報紙やホームページなどで確認するか、直接お問い合わせください。</p>
公営住宅戸数	<p>36団地808戸</p> <p>※募集を行っていない団地もありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
バリアフリー対応住宅	<p>サングリモ中込団地 36戸</p> <p>一本柳団地 7戸</p>
その他	<p>入居決定後は、10日以内に以下の手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷金および駐車場保証金の納入(使用料の3か月分) ・連帯保証人1名の届出(資格要件あり) <p>※連帯保証人の資格については、直接お問い合わせください。なお、特別の事情があると認められる場合には、連帯保証人が免除となる場合があります。</p>
問合せ	<p>長野県住宅供給公社佐久管理センター ☎78-5410</p>



令和8年度 福祉のしおり

令和8年3月

発行/佐久市福祉事務所

編集/佐久市福祉部福祉課

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

